

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 30 年 3 月



目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第 1 章 計画の基本的事項..... | 1 |
| 第 1 節 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 第 2 節 計画の目標年次..... | 1 |
| 第 3 節 計画の位置付け..... | 1 |
| 第 2 章 地域の概要..... | 4 |
| 第 1 節 位置と地勢..... | 4 |
| 第 2 節 人口..... | 5 |
| 第 3 節 産業..... | 5 |
| 第 4 節 土地利用状況..... | 6 |
| 第 5 節 気象..... | 6 |
| 第 6 節 関連計画..... | 7 |
| 第 3 章 ごみ処理の現況及び課題..... | 8 |
| 第 1 節 ごみ処理の現況..... | 8 |
| 第 2 節 ごみの排出状況..... | 12 |
| 第 3 節 ごみ処理政策の動向..... | 30 |
| 第 4 節 ごみ処理の課題..... | 33 |
| 第 4 章 ごみ処理基本計画..... | 37 |
| 第 1 節 ごみ処理の基本理念と方針..... | 37 |
| 第 2 節 将来予測と数値目標..... | 39 |
| 第 3 節 排出抑制計画..... | 44 |
| 第 4 節 再使用・再生利用計画..... | 45 |
| 第 5 節 収集運搬計画..... | 46 |
| 第 6 節 中間処理計画..... | 47 |
| 第 7 節 最終処分計画..... | 47 |
| 第 8 節 その他の計画..... | 47 |
| 第 5 章 計画の推進..... | 49 |
| 第 1 節 計画の進行管理..... | 49 |
| 資料編..... | 50 |
| 用語解説..... | 50 |

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

私たちの快適で豊かな暮らしは、資源の消費により支えられています。しかし、使われた資源のうち約3分の1が廃棄物となっています。廃棄物は、自然環境の破壊、地球温暖化などの様々な環境問題を引き起こしています。

国では、循環型社会の構築を目的とし、平成12年に『循環型社会形成推進基本法』を制定し、その後『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」などの各種リサイクル法の整備を行っています。

茨城県では、平成28年3月に各主体が連携した循環型社会の形成を基本理念に掲げた「第4次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物の減量化、資源化の目標を定めています。

大子町（以下、「本町」という。）では、廃棄物処理法に基づき“ごみゼロ”のまちづくりを実現するため、平成14年2月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、平成22年3月には改定を行い、ごみの発生抑制や資源化に町民、事業者、町が協働で取り組んできました。

しかし、平成27年4月に焼却施設とリサイクル施設を備えた大子町環境センター（以下、「環境センター」という。）が新規稼働したことから、今後ごみの減量化、資源化に継続して取り組んでいくため、新たな一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

第2節 計画の目標年次

本計画は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とし、中間年である5年後の平成34年度（2022年度）、又は社会情勢の変化や新たな環境問題の発生に適切に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

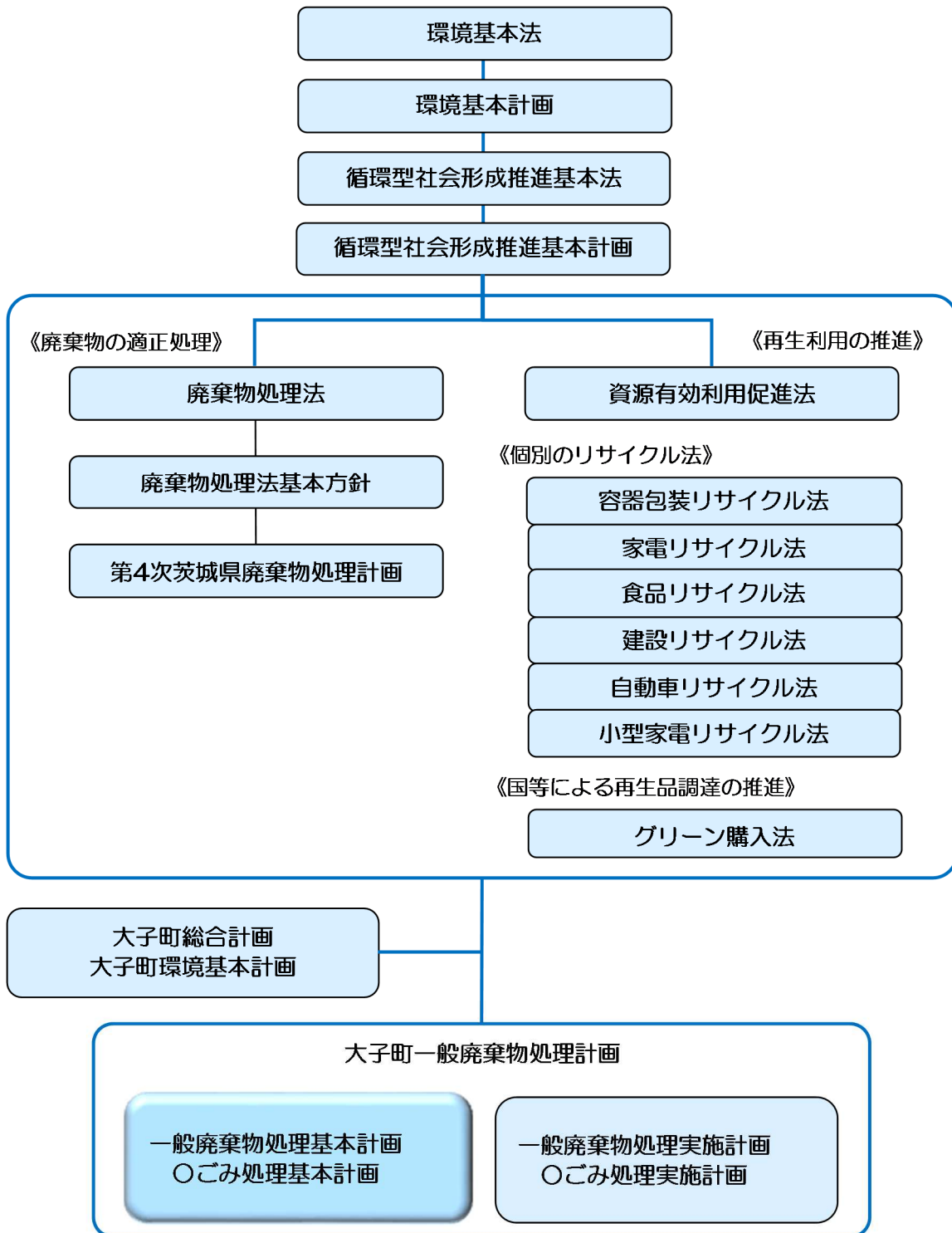
第3節 計画の位置付け

1. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づき、市町村が定める計画であり、本町の一般廃棄物の処理・処分、処理量の見込み、排出抑制の方策などを定めるものです。

また、「大子町総合計画」や「大子町環境基本計画」における一般廃棄物の排出抑制、再使用、資源化、適正利用に関する事項について定めるものです。本計画は、本町の一般廃棄物の処理に関する最上位計画で、廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

〈 計画の位置付け 〉



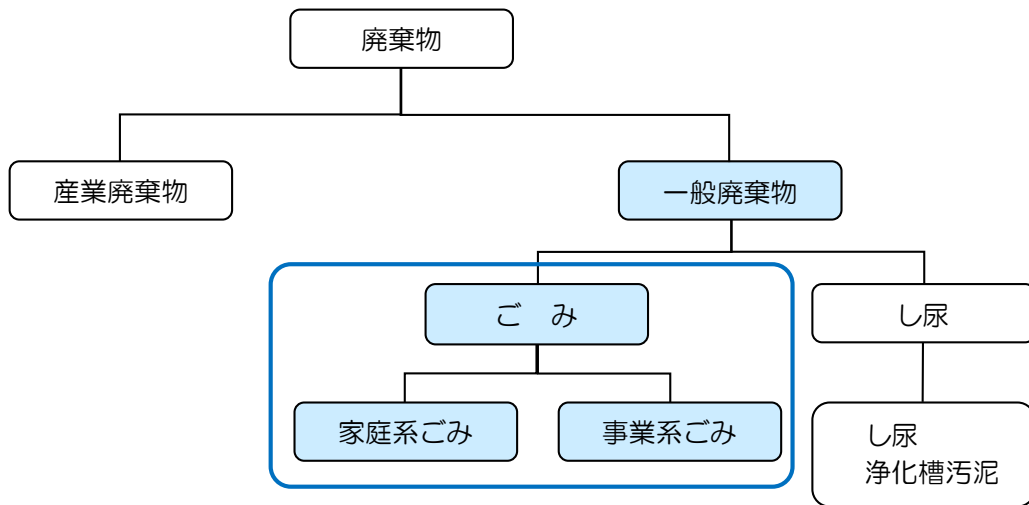
2. 対象地域

本計画の対象地域は、大子町全域とします。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、家庭から排出される家庭系ごみと事業活動に伴って発生する事業系ごみの一般廃棄物とします。

〈 計画が対象とする廃棄物の範囲 〉



第2章 地域の概要

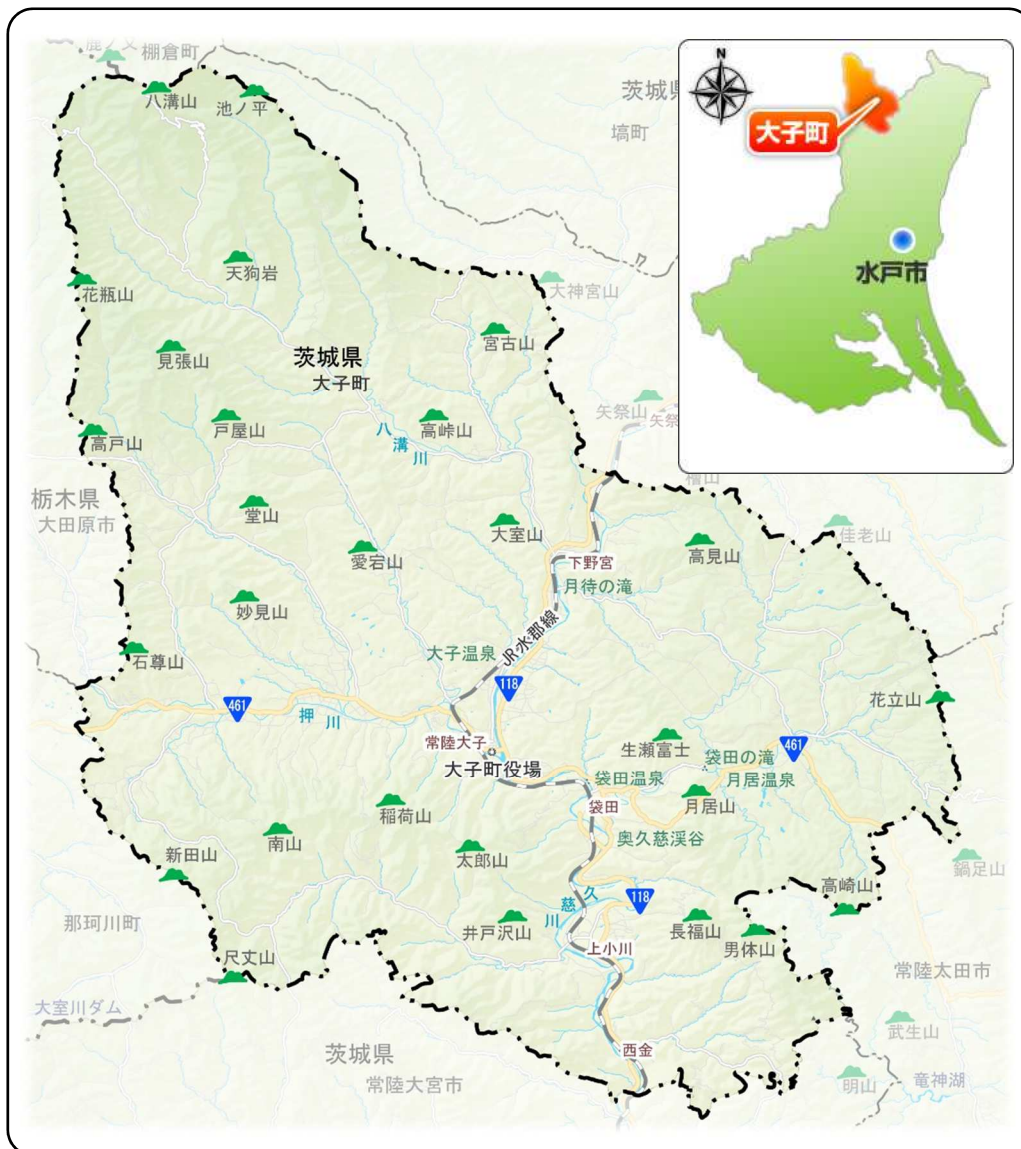
第1節 位置と地勢

本町は茨城県の最北西端で、北は八溝山系を境に福島県、西は栃木県、東は茨城県常陸太田市、南は茨城県常陸大宮市にそれぞれ接しています。

町の約7割は八溝山系と阿武隈山系からなる山地で、これらの山あいから数多くの中小河川が流れ出し、町の中央部を縦断する久慈川に注いでいます。

本町は、国の名勝に指定され、日本三名瀑の1つでもある袋田の滝をはじめ、県内最高峰の八溝山や男体山の秀峰、久慈川の清流、奥久慈温泉郷などの観光資源が豊富であり、県内有数の観光地となっています。

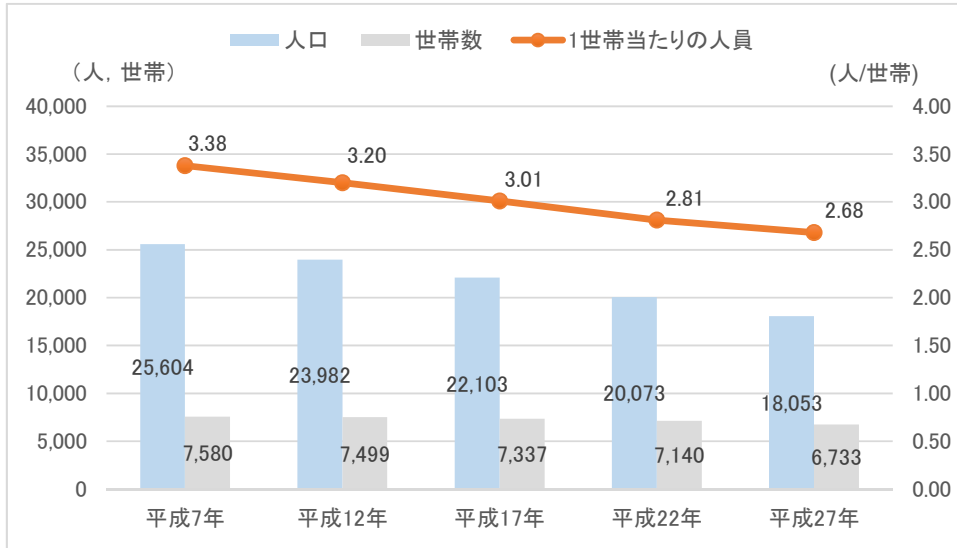
〈 位置と地勢 〉



第2節 人口

人口、世帯数ともに減少傾向にあります。世帯数の減少より人口減少の比率が大きいため、1世帯あたりの人員数も減少傾向となっています。

〈 人口の推移 〉

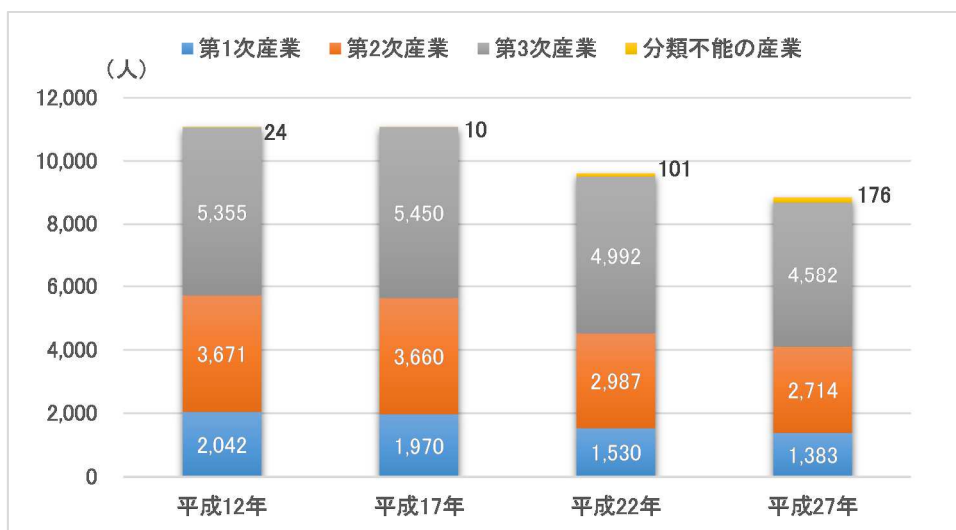


出典：国勢調査（各年 10月 1日）

第3節 産業

産業別就業者数は、第3次産業が最も多くなっていますが、人口の減少に伴いすべての産業で減少傾向となっています。

〈 産業別就業者数の推移 〉

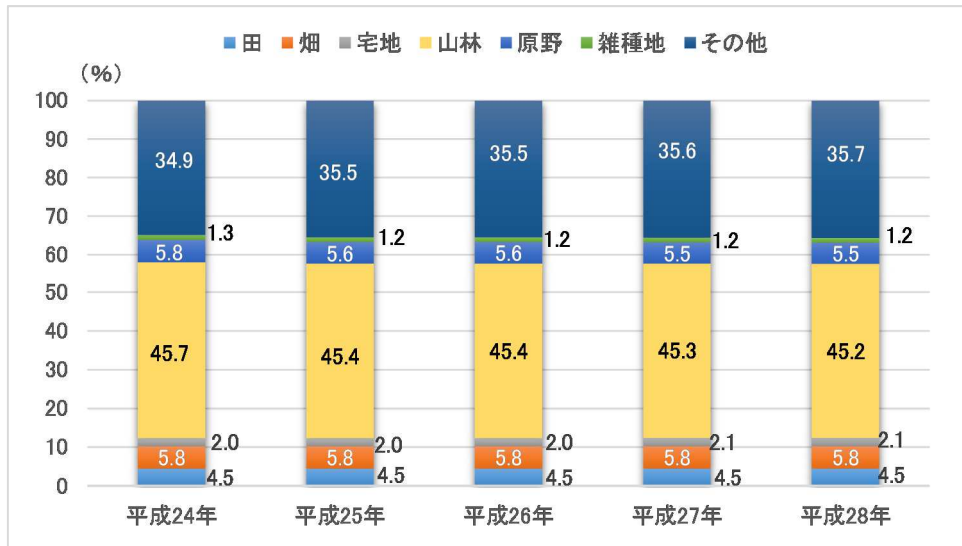


出典：国勢調査（各年 10月 1日）

第4節 土地利用状況

本町の土地利用は山林が約 45%で最も多く、その構成比に大きな変動はなく推移しています。

〈 土地利用状況の推移 〉

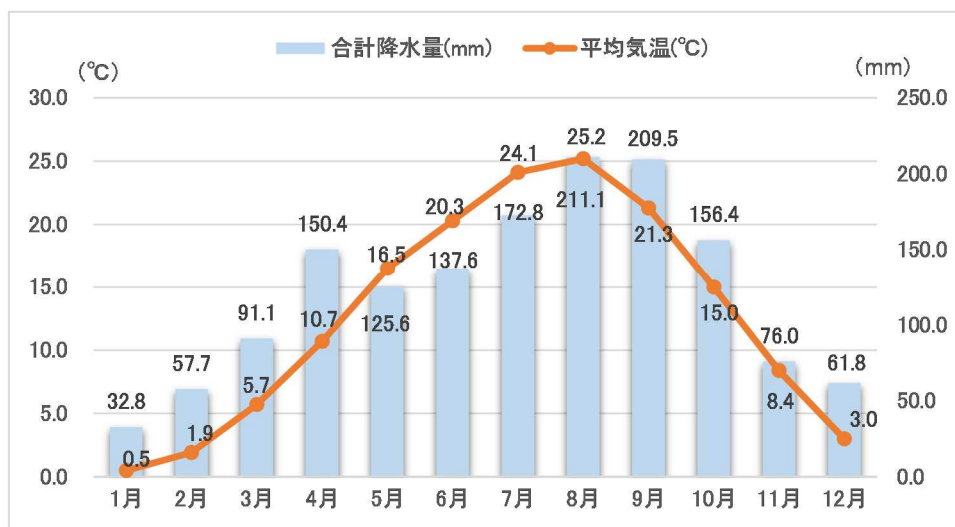


出典：大子町第5次総合計画後期基本計画

第5節 気象

平成19年～平成28年までの10年間の降水量と気温を月別に集計した結果を示します。年間の平均気温は12～13℃、年間の合計降水量は約1,200～1,700mmとなっており、低温多雨の山岳気候の特色を表しています。降雪時期は12月から3月ごろまでですが、量は比較的少なく降雪のない月も珍しくありません。

〈 気象概況の推移 〉



出典：気象庁

第6節 関連計画

1. 太子町総合計画

本町では、基本構想期間が平成 22 年度から平成 31 年度となる第 5 次総合計画を推進してきました。将来像に「花と緑と若者の住む互いに支え合う心豊かなまち」と定め、重点的かつ優先的に取り組むべき施策を 7 つの重点戦略として位置付けています。

一般廃棄物については、下記に示す重点戦略の「7 エコ太子」環境にやさしいまちづくりの中の「環境に配慮した循環型社会への転換」でごみの減量化や資源の有効利用、ごみ処理体制の充実などの推進により環境負荷の少ない循環型社会への転換に努めるとなっています。

〈 第 5 次総合計画：7 つの重点戦略の概要 〉

| | | |
|------------------|-----------|----------------|
| 住みよい まちづくり | 1 ストップ少子化 | 子育て支援推進戦略 |
| | 2 イキイキ | 健康長寿社会の推進戦略 |
| | 3 スタート | 学校教育の充実戦略 |
| 活力ある まちづくり | 4 ワークワク | 雇用の場創出推進戦略 |
| | 5 チャレンジ | 農林畜産業の所得向上戦略 |
| 美しい まちづくり | 6 ウェルカム太子 | 観光・交流推進戦略 |
| | 7 エコ太子 | 環境保全推進戦略 |
| | | 環境にやさしいまちづくり |
| | | 生活に密着した地域の環境保全 |
| 環境に配慮した循環型社会への転換 | | |
| | | 適正な生活排水処理体制の整備 |

2. 太子町環境基本計画

本町では、清らかな水と豊かな緑を次世代の子どもたちに受け継ぎ、自然と調和した持続可能な社会の実現に向け、環境の将来像に「清らかな水と緑にはぐくまれ、自然とともに暮らすまち太子」を掲げた環境基本計画を策定しています。（平成 30 年 3 月策定）その中の基本目標「生活環境の保全・向上」の施策には、廃棄物対策があげられています。

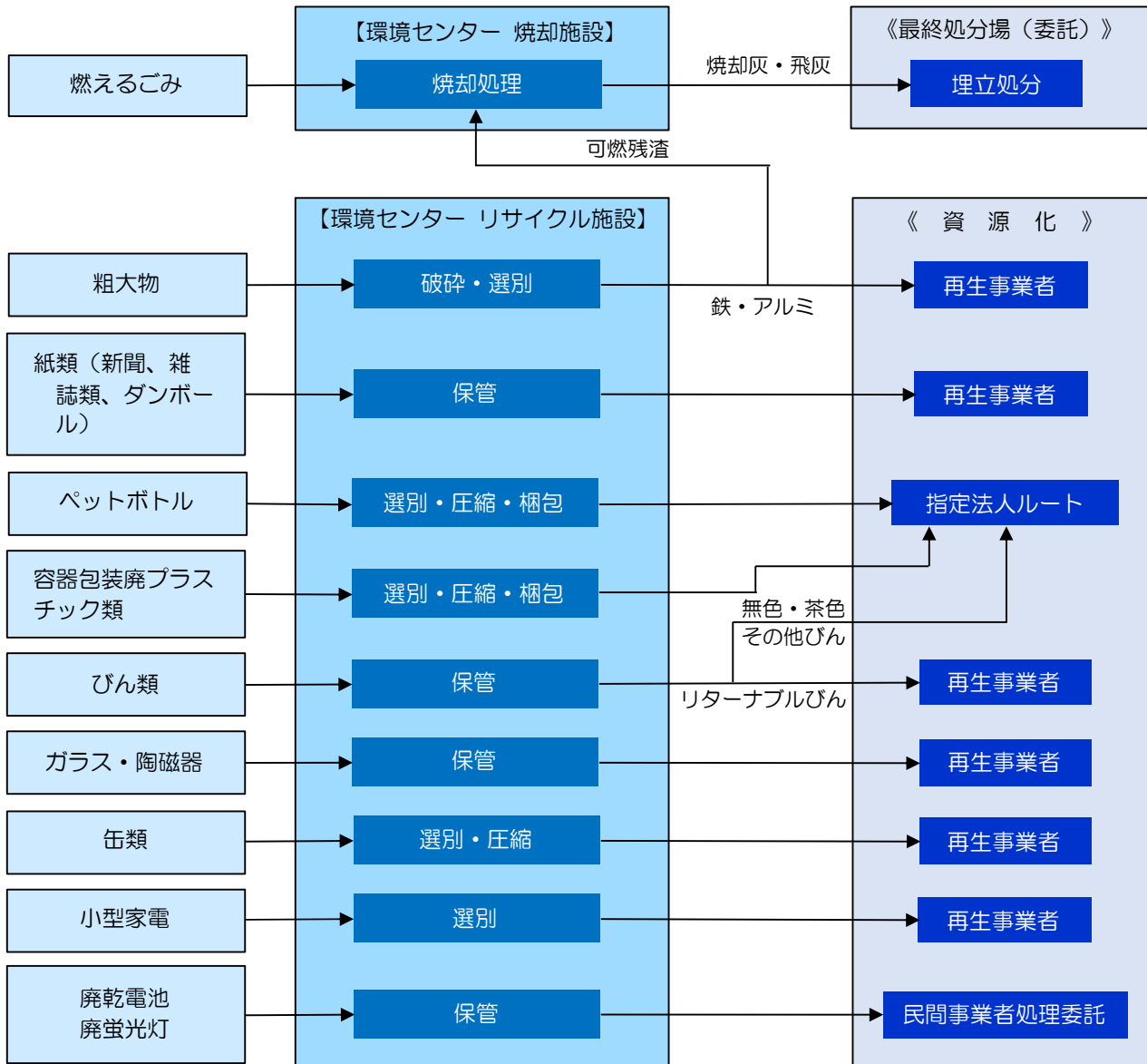
第3章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理のフロー

本町のごみ処理のフローは、次のようになります。

〈 ごみ処理のフロー 〉



2. ごみ処理体制

2-1 ごみの分別

ごみの分別は、家庭系ごみ及び事業系ごみとも同じで次のとおりです。

〈 ごみの分別区分 〉

| 分 類 | | 主な品目 | |
|-------|--------------|--|--|
| 燃えるごみ | | 台所ごみ，紙おむつ，衣類，ハンドバック，靴，サンダル，板くず，玩具，家庭用発砲スチロール，ゴムホース，家庭用プラスチック製品，テープ類等 | |
| 資源ごみ | 紙類 | 新聞 | 新聞 |
| | | 雑誌類 | 雑誌類，新聞折り込みチラシ，雑紙 |
| | | ダンボール | ダンボール |
| | びん類 | 無色びん | 飲料用，調味料等 |
| | | 茶色びん | 飲料用，調味料等 |
| | | その他のびん | 飲料用，調味料等 |
| | | ガラス・陶磁器類 | 板ガラス，茶わん，蛍光管等 |
| | | 生びん | 酒びん，ビールびん |
| | 缶類 | | 飲料用アルミ缶，飲料用スチール缶等 |
| | ペットボトル | | 飲料用ペットボトル等 |
| | 粗大物 | | 小型家電（電話機，デジカメ，ACアダプタ，炊飯器掃除機等） 粗大金物類（自転車，なべ等の家庭用金物，金属製家具類，法律で規制されている処理困難物以外の鉄物等） |
| 廃乾電池 | | 乾電池 | |
| 拠点回収 | 容器包装廃プラスチック類 | 白色トレイなどの容器包装プラスチック | |

2-2 ごみの出し方と収集

ステーションへのごみの出し方と収集頻度は、次のとおりです。

〈 ごみの出し方と頻度 〉

| 分 類 | | 出し方 | 収集頻度 | |
|-------|-------------|----------|--------------|-------|
| 燃えるごみ | | 燃えるごみ専用袋 | 週 1～2 回 | |
| 資源ごみ | 紙類 | 新聞 | ひもで十文字にしぼる | 月 1 回 |
| | | 雑誌 | ひもで十文字にしぼる | 月 1 回 |
| | | ダンボール | ひもで十文字にしぼる | 月 1 回 |
| | びん類 | | 専用コンテナに色別に排出 | 月 1 回 |
| | 缶類 | | 専用コンテナ | 月 1 回 |
| | ペットボトル | | ペットボトル専用袋 | 月 1 回 |
| | 粗大物（小型家電含む） | | — | 月 1 回 |
| | 廃乾電池 | | ビニール袋に入れる | 月 1 回 |

家庭から排出されるごみを環境センターに持ち込む場合も分別区分はステーションへの出し方と同じになります。環境センターではごみの受け入れ曜日及び時間が決まっています。

〈 環境センターのごみ持ち込み受け入れ曜日時間 〉

| 曜日 | 月曜日～金曜日 (土日祝日及び年末年始を除く) |
|------|----------------------------|
| 午前の部 | 午前 8 時 45 分～午前 11 時 30 分 |
| 午後の部 | 午後 1 時 10 分～午後 4 時 |

2-3 収集運搬体制

ステーションに出されたごみの収集運搬は、直営で 12 台の収集車により行っています。個別に収集する事業系ごみは、直営と一部許可業者で行っています。

2-4 中間処理の状況

本町のごみの焼却、破碎、選別などの中間処理は、環境センターの焼却施設とリサイクル施設で行っています。資源化については、民間などの再生事業者で行っています。

焼却施設では、燃えるごみとリサイクル施設から出る可燃残渣を焼却しています。

リサイクル施設では、粗大物の破碎・選別、ペットボトルや廃プラスチック類の選別・圧縮・梱包、缶類の選別・圧縮、小型家電の選別を行っています。

〈 環境センター施設概要 〉

| | | |
|-------|------------------------|----------------|
| 所在地 | 太子町大字袋田 2464 番地 | |
| 敷地面積 | 約 18,687m ² | |
| 着工 | 平成 25 年 1 月 | |
| 竣工 | 平成 27 年 3 月 | |
| 処理施設 | 焼却施設 | リサイクル施設 |
| 設備形式等 | 炉形式 ストーカ方式 | 破碎機, 磁選機, 圧縮機等 |
| 処理能力 | 16t/日 (1 炉) | 2.5t/日 |

2-5 最終処分の状況

本町の最終処分場は、平成 23 年に埋立が終了しています。そのため、現在は委託により最終処分を行っています。

第2節 ごみの排出状況

1. ごみの排出量

1-1 ごみの総排出量

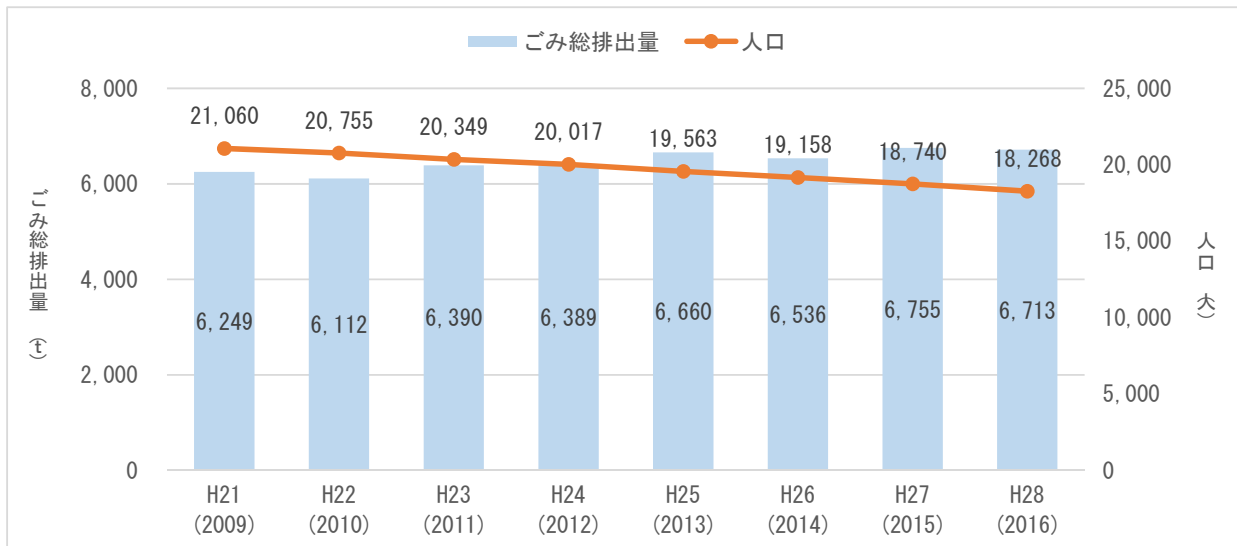
本町の人口は減少傾向で推移していますが、ごみの総排出量は僅かに増加傾向で推移しています。

〈 ごみ総排出量と人口の推移 〉

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ごみ総排出量 (t) | 6,249 | 6,112 | 6,390 | 6,389 |
| 人口 (人) | 21,060 | 20,755 | 20,349 | 20,017 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| ごみ総排出量 (t) | 6,660 | 6,536 | 6,755 | 6,713 |
| 人口 (人) | 19,563 | 19,158 | 18,740 | 18,268 |

* 人口は住民基本台帳各年 10 月 1 日現在

〈 ごみ総排出量と人口の推移 〉



1-2 1人1日当たりのごみ排出量

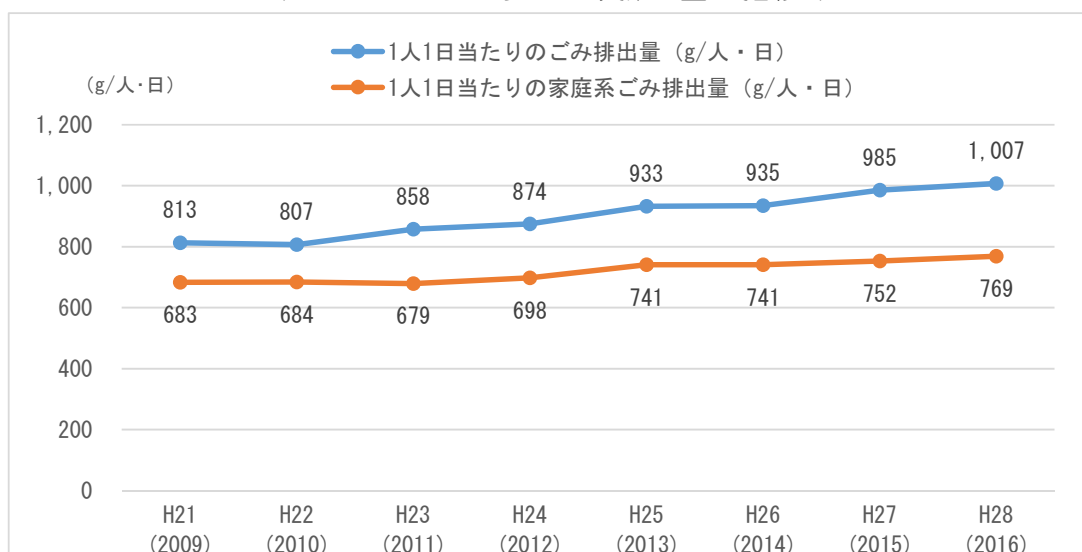
1人1日当たりのごみ排出量，1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は，増加傾向で推移しています。

〈 1人1日当たりのごみ排出量の推移 〉

単位：g/人・日

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 813 | 807 | 858 | 874 |
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 683 | 684 | 679 | 698 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 933 | 935 | 985 | 1,007 |
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 741 | 741 | 752 | 769 |

〈 1人1日当たりのごみ排出量の推移 〉



1-3 家庭系・事業系ごみの量

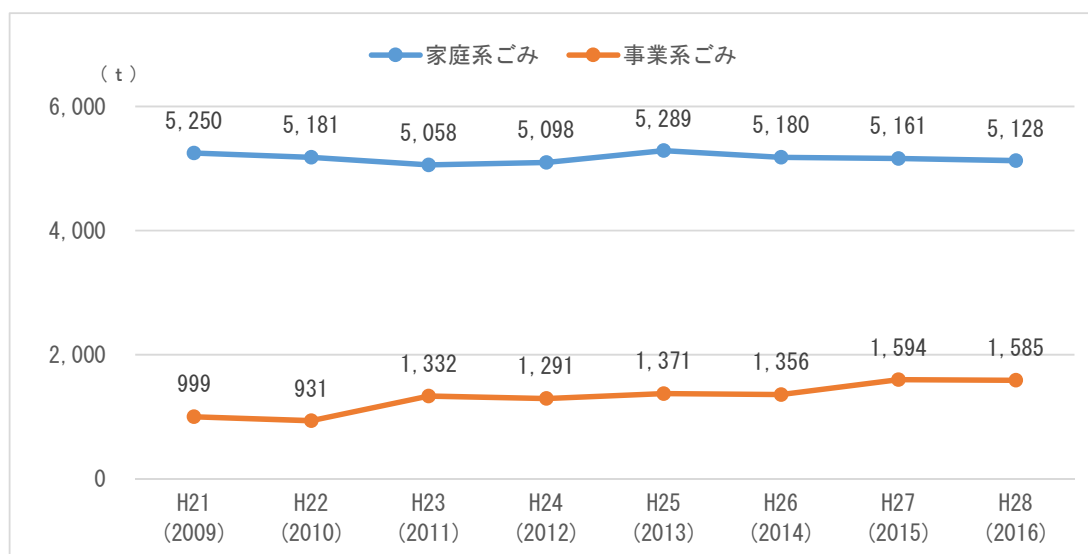
家庭系ごみは減少傾向で推移し、事業系ごみは増加傾向で推移しています。

〈 家庭系・事業系ごみ量の推移 〉

単位：t

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 家庭系ごみ | 5,250 | 5,181 | 5,058 | 5,098 |
| 事業系ごみ | 999 | 931 | 1,332 | 1,291 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 家庭系ごみ | 5,289 | 5,180 | 5,161 | 5,128 |
| 事業系ごみ | 1,371 | 1,356 | 1,594 | 1,585 |

〈 家庭系・事業系ごみ量の推移 〉



(1) 家庭系ごみ

①ごみの種類ごとの排出量

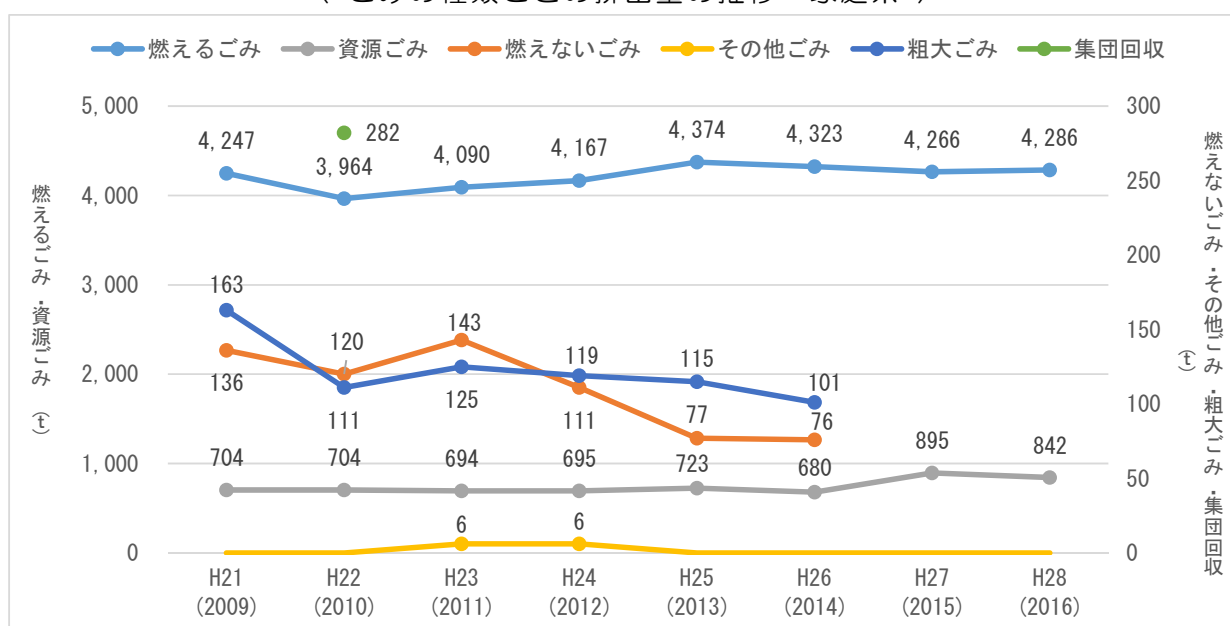
燃えるごみは横ばい、資源ごみは増加傾向で推移しています。平成27年度以降は、分別を変更し資源ごみに燃えないごみと粗大ごみが含まれています。

〈 ごみの種類ごとの排出量の推移：家庭系 〉

単位：t

| | 平成21年度 (2009) | 平成22年度 (2010) | 平成23年度 (2011) | 平成24年度 (2012) |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 燃えるごみ | 4,247 | 3,964 | 4,090 | 4,167 |
| 燃えないごみ | 136 | 120 | 143 | 111 |
| 資源ごみ | 704 | 704 | 694 | 695 |
| その他ごみ | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 粗大ごみ | 163 | 111 | 125 | 119 |
| 集団回収 | — | 282 | — | — |
| | 平成25年度 (2013) | 平成26年度 (2014) | 平成27年度 (2015) | 平成28年度 (2016) |
| 燃えるごみ | 4,374 | 4,323 | 4,266 | 4,286 |
| 燃えないごみ | 77 | 76 | — | — |
| 資源ごみ | 723 | 680 | 895 | 842 |
| その他ごみ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 粗大ごみ | 115 | 101 | — | — |
| 集団回収 | — | — | — | — |

〈 ごみの種類ごとの排出量の推移：家庭系 〉



②ごみの収集形態別

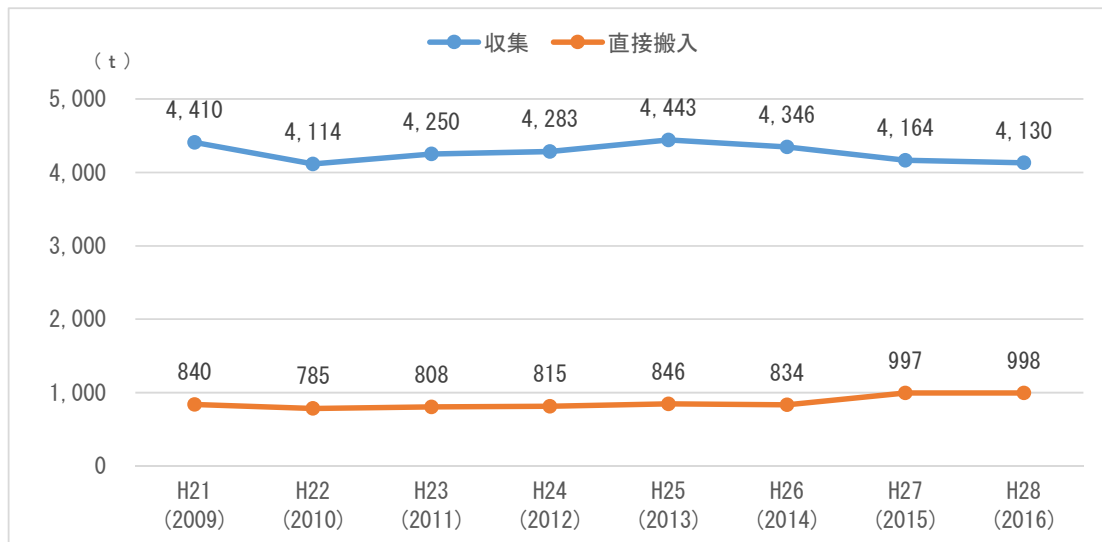
収集量は、平成 25 年度以降減少傾向で推移しています。しかし、直接搬入量は増加傾向で推移しています。

〈 ごみの収集形態別排出量の推移：家庭系 〉

単位：t

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 収集 | 4,410 | 4,114 | 4,250 | 4,283 |
| 直接搬入 | 840 | 785 | 808 | 815 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 収集 | 4,443 | 4,346 | 4,164 | 4,130 |
| 直接搬入 | 846 | 834 | 997 | 998 |

〈 ごみの収集形態別排出量の推移：家庭系 〉



(2) 事業系ごみ

①ごみの種類ごとの排出量

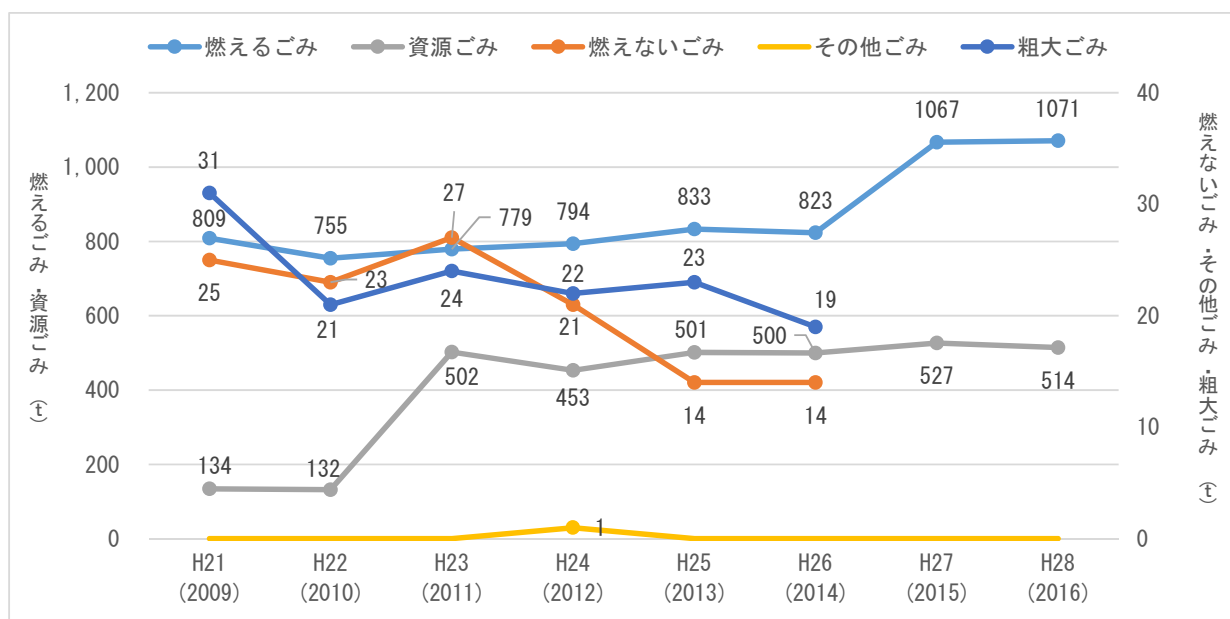
燃えるごみは横ばい、資源ごみは増加傾向で推移しています。平成 27 年度以降は、分別を変更し資源ごみに燃えないごみと粗大ごみが含まれています。

〈 ごみの種類ごとの排出量の推移：事業系 〉

単位：t

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 燃えるごみ | 809 | 755 | 779 | 794 |
| 燃えないごみ | 25 | 23 | 27 | 21 |
| 資源ごみ | 134 | 132 | 502 | 453 |
| その他ごみ | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 粗大ごみ | 31 | 21 | 24 | 22 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 燃えるごみ | 833 | 823 | 1,067 | 1,071 |
| 燃えないごみ | 14 | 14 | — | — |
| 資源ごみ | 501 | 500 | 527 | 514 |
| その他ごみ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 粗大ごみ | 23 | 19 | — | — |

〈 ごみの種類ごとの排出量の推移：事業系 〉



②ごみの収集形態別

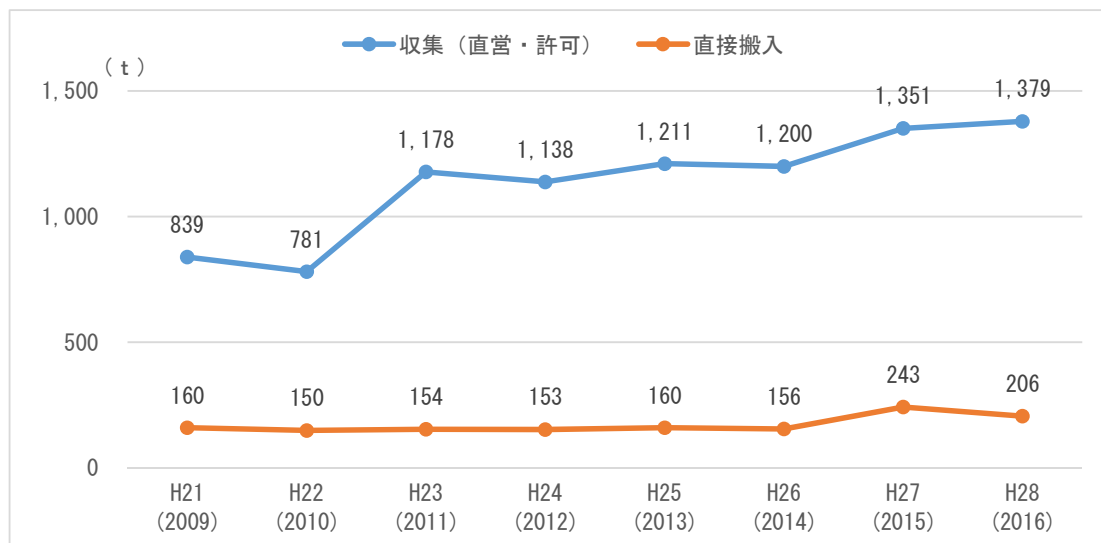
収集量は、大きく増加し、直接搬入量も僅かに増加傾向で推移しています。

〈 ごみの収集形態別排出量の推移：事業系 〉

単位：t

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 収集（直営・許可） | 839 | 781 | 1,178 | 1,138 |
| 直接搬入 | 160 | 150 | 154 | 153 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 収集（直営・許可） | 1,211 | 1,200 | 1,351 | 1,379 |
| 直接搬入 | 160 | 156 | 243 | 206 |

〈 ごみの収集形態別排出量の推移：事業系 〉



2. 中間処理

2-1 焼却施設処理量

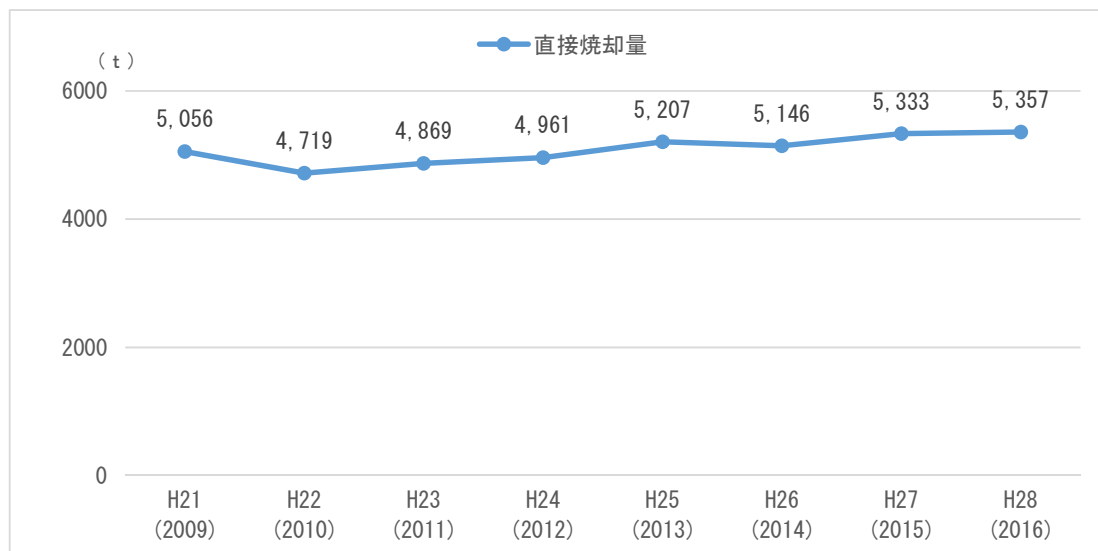
直接焼却量は、増加傾向で推移しています。

〈 焼却処理量の推移 〉

単位：t

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 直接焼却量 | 5,056 | 4,719 | 4,869 | 4,961 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 直接焼却量 | 5,207 | 5,146 | 5,333 | 5,357 |

〈 焼却処理量の推移 〉



2-2 破碎・選別等処理量

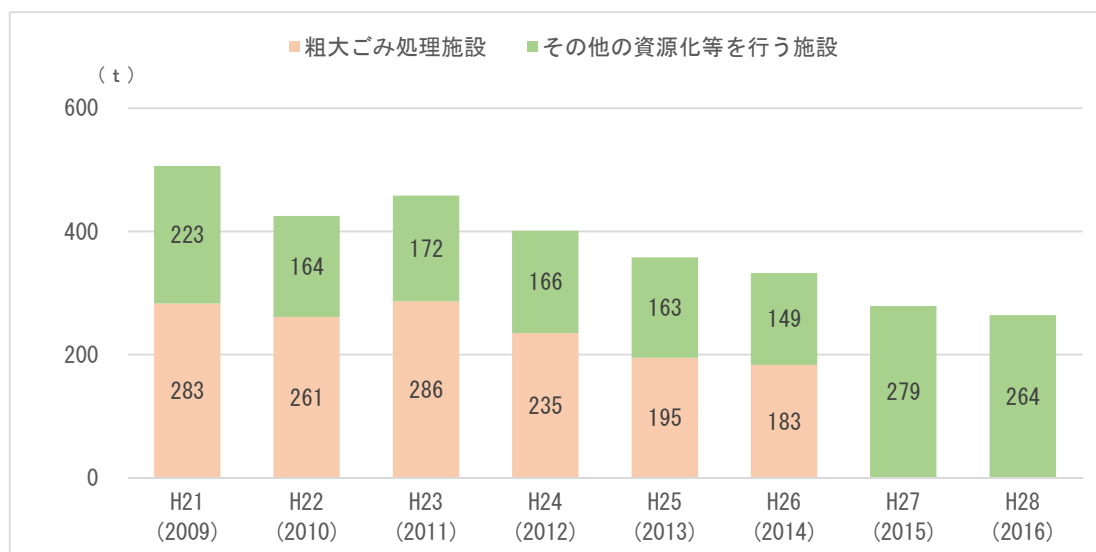
破碎・選別等処理量は、減少傾向で推移しています。平成 27 年度からはリサイクル施設が稼働しています。

〈 破碎・選別等処理量の推移 〉

単位：t

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 粗大ごみ処理施設 | 283 | 261 | 286 | 235 |
| その他の資源化等を行う施設 | 223 | 164 | 172 | 166 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 粗大ごみ処理施設 | 195 | 183 | — | — |
| その他の資源化等を行う施設 | 163 | 149 | 279 | 264 |

〈 破碎・選別等処理量の推移 〉



3. 再生利用

3-1 再生利用量

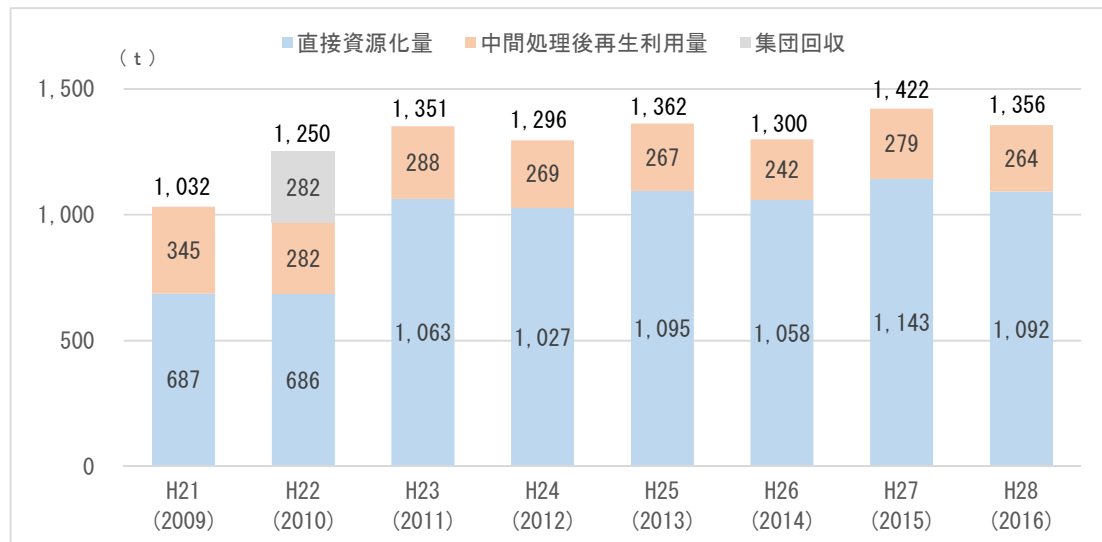
直接資源化量，中間処理後再生利用量とも年度によるばらつきがみられます。

〈 再生利用量の推移 〉

単位：t

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 直接資源化量 | 687 | 686 | 1,063 | 1,027 |
| 中間処理後再生利用量 | 345 | 282 | 288 | 269 |
| 集団回収 | 0 | 282 | 0 | 0 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 直接資源化量 | 1,095 | 1,058 | 1,143 | 1,092 |
| 中間処理後再生利用量 | 267 | 242 | 279 | 264 |
| 集団回収 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〈 再生利用量の推移 〉



3-2 リサイクル率

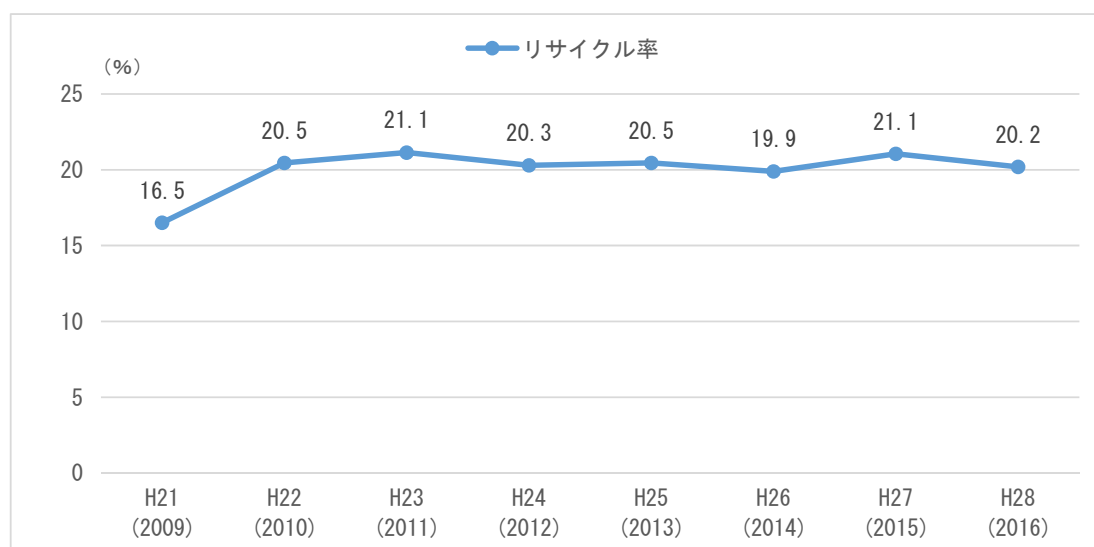
リサイクル率は、年度によるばらつきがみられますが、20%前後で推移しています。

〈 リサイクル率の推移 〉

単位：%

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| リサイクル率 | 16.5 | 20.5 | 21.1 | 20.3 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| リサイクル率 | 20.5 | 19.9 | 21.1 | 20.2 |

〈 リサイクル率の推移 〉



4. 最終処分

4-1 最終処分量

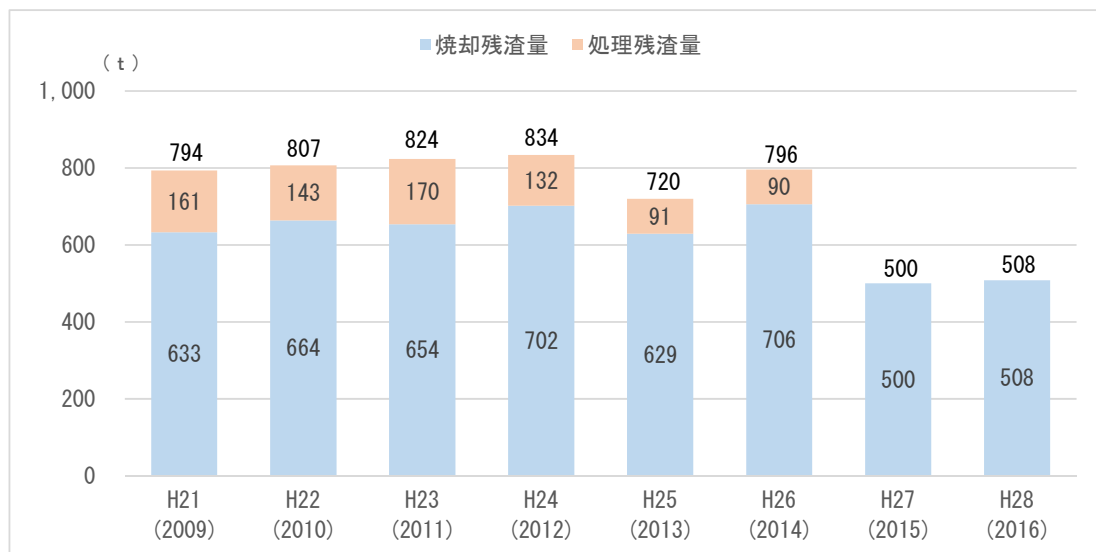
環境センターの稼働により平成 27 年度以降の最終処分量は、大きく減少しています。

〈 最終処分量の推移 〉

単位：t

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 焼却残渣量 | 633 | 664 | 654 | 702 |
| 処理残渣量 | 161 | 143 | 170 | 132 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 焼却残渣量 | 629 | 706 | 500 | 508 |
| 処理残渣量 | 91 | 90 | — | — |

〈 最終処分量の推移 〉



4-2 最終処分率

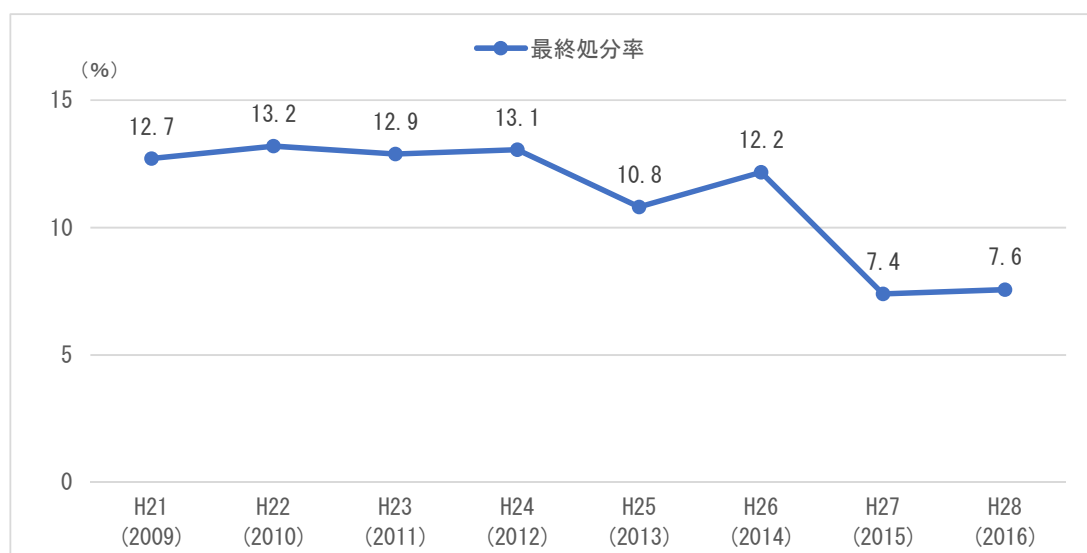
環境センターの稼働により平成 27 年度以降の最終処分率は、大きく低下しています。

〈 最終処分率の推移 〉

単位：％

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 最終処分率 | 12.7 | 13.2 | 12.9 | 13.1 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 最終処分率 | 10.8 | 12.2 | 7.4 | 7.6 |

〈 最終処分率の推移 〉

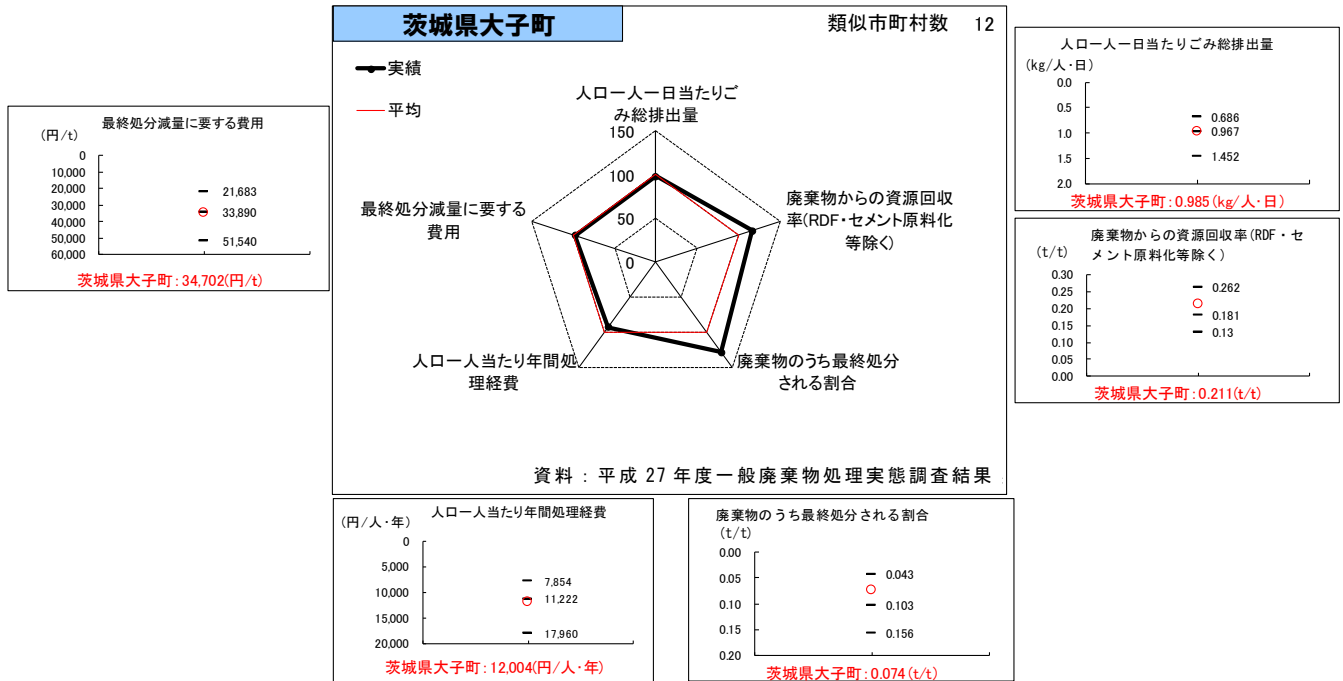


5. 類似団体等との比較

ごみ処理状況を茨城県内の類似団体等と比較するため、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を用い分析を行いました。

類似町村と比較すると、1人1日当たりのごみ総排出量，資源回収率1人当たりの年間処理経費は平均より高く，最終処分される割合は平均よりも低くなっています。

〈 類似団体等との比較 〉



〈 県内類似団体等との比較表 〉

| 町村名 | 人口 | 1人1日当 たりのごみ 総排出量 (g/人・日) | 1人1日当 たりの家庭 系ごみ総排 出量 (g/人・日) | 1人1日当 たりの事業 系ごみ総排 出量 (g/人・日) | 資源回 収率 (%) | 最終処分 の割合 (%) | 1人当たりの 年間処理 経費 (円) |
|------|--------|-----------------------------------|--|--|------------------|--------------------|-----------------------------|
| 大子町 | 18,740 | 985 | 752 | 233 | 21.1 | 7.4 | 12,004 |
| 茨城町 | 33,574 | 856 | 628 | 228 | 16.0 | 10.2 | 8,656 |
| 大洗町 | 17,611 | 1,452 | 975 | 478 | 13.0 | 15.0 | 17,960 |
| 城里町 | 20,783 | 781 | 649 | 132 | 13.3 | 9.0 | 10,434 |
| 東海村 | 38,404 | 932 | 716 | 217 | 19.5 | 4.3 | 12,499 |
| 美浦村 | 16,421 | 1,062 | 742 | 320 | 26.0 | 15.6 | 11,295 |
| 阿見町 | 47,546 | 1,180 | 921 | 259 | 18.0 | 12.8 | 8,521 |
| 河内町 | 9,509 | 845 | 706 | 140 | 26.2 | 10.3 | 13,120 |
| 八千代町 | 22,922 | 686 | 468 | 219 | 13.5 | 15.1 | 8,765 |
| 五霞町 | 9,030 | 1,052 | 778 | 275 | 14.4 | 6.4 | 10,246 |
| 境町 | 25,512 | 976 | 736 | 240 | 18.4 | 6.0 | 7,854 |
| 利根町 | 17,037 | 794 | 724 | 70 | 17.5 | 11.6 | 13,312 |

6. ごみの減量化・資源化への取り組み

6-1 生ごみ処理容器等の購入補助

家庭から排出される生ごみを減らすため、町民が生ごみ処理容器等を購入する際の費用の一部を助成しています。

〈 生ごみ処理容器等購入補助実績の推移 〉

| | 平成 21 年度 (2009) | 平成 22 年度 (2010) | 平成 23 年度 (2011) | 平成 24 年度 (2012) |
|--------------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| 生ごみ処理容器等 購入補助件数 | 9 | 4 | 3 | 1 |
| | 平成 25 年度 (2013) | 平成 26 年度 (2014) | 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) |
| 生ごみ処理容器等 購入補助件数 | 1 | 1 | 3 | 1 |
| 補助額 | 生ごみ処理容器：購入金額の 1/2 上限 5,000 円 生ごみ減量化機器：購入金額の 1/2 上限 20,000 円 | | | |

6-2 指定ごみ袋製の導入

本町では、ごみの減量化・資源化の促進に向け、指定ごみ袋制を導入しています。また、事業者及び多量排出時には、排出量に応じたごみ処理手数料が必要となります。

〈 指定ごみ袋の小売希望価格 〉

| ごみ袋の種類 | | 価 格 |
|---------|---------|---------------|
| 燃えるごみ用 | 20 リットル | 10 枚につき 90 円 |
| | 45 リットル | 10 枚につき 125 円 |
| ペットボトル用 | 45 リットル | 10 枚につき 125 円 |

〈 ごみ処理手数料 〉

| 条 件 | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 町が定める方法によって収集し、かつ、その量が一般家庭（営業を行わない家庭及び1か月平均排出量が80キログラム以下の占有者）として適当であると町長が認めるもの 無料 | | |
| 2 事業所その他これに類するもの 次に示す額 | | |
| ごみ処理手数料 | | |
| 区 分 | 月平均ごみ処理手数料 | 月 額 |
| 1 級 | 80キログラムを超え100キログラム以下 | 800円 |
| 2 級 | 100キログラムを超え200キログラム以下 | 1,600円 |
| 3 級 | 200キログラムを超え300キログラム以下 | 2,400円 |
| 4 級 | 300キログラムを超え400キログラム以下 | 3,200円 |
| 5 級 | 400キログラムを超える場合 | 3,200円に400キログラムを100キログラム増すごとに800円を加算した額とする。 |

備考

- 1 月平均とは、おおむね6か月の平均とする。
- 2 ごみの量は、容器類1個につき10キログラムとして計算する。
- 3 町がちゅう芥類を特に収集する場合は、この表に定める額に月額10,000円を加算する。
- 4 持込みの場合は、10キログラム当たり50円で算出した額とする。

* 大子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例より抜粋

6-3 エコショップ制度

茨城県及び各市町村では、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる店舗などをエコショップとして認定しています。

本町においても、11店舗（平成28年10月1日現在）が認定店となっています。

6-4 容器包装廃プラスチックの分別

平成27年4月から容器包装廃プラスチック類の拠点での回収を開始しています。回収した廃プラスチック類は、環境センターで選別・圧縮梱包し民間の再生業者で資源化を行っています。

6-5 小型家電の分別

平成29年度からデジカメ、ビデオカメラ、掃除機などの小型家電の分別収集を開始しています。収集した小型家電は、民間の再生業者で資源化を行っています。

7. その他の取り組み

7-1 ごみ集積所設置補助

町民がごみ集積所を整備するにあたり、1か所につき設置費用の2分の1以内50,000円を限度に補助を行っています。

7-2 広報活動

ごみの減量、資源化を推進するため、広報や町ホームページなどを活用した情報の提供を行っています。

第3節 ごみ処理政策の動向

1. 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

第三次循環型社会形成推進計画は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、定めています。

● 現状と課題

◆ 国内における3Rの進展

- 3Rの取組の進展, 個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど, 循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

◆ 循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように, 世界全体で資源制約が強まると予想される一方, 多くの貴金属, レアメタルが廃棄物として埋立処分。

◆ 安全・安心の確保

- 東日本大震災, 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全, 安心に関する意識の高まり。

◆ 世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い, 世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約 4 割はアジア地域で発生。2050 年には, 2010 年の 2 倍以上となる見通し。

● 基本的方向

◆ 質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

◆ 国際的取組の推進

- ① アジア 3R 推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

◆ 東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

● 取組指標

《 国の指標 》

| 指 標 | | 実績 | | 目標 | |
|-------------------------|-------|----------|----------|-----------------------|--|
| | | 平成 12 年度 | 平成 32 年度 | | |
| 1 人 1 日当たりの ごみ排出量 | g/人・日 | 約 1,185 | 約 890 | 平成 12 年度から 約 25%削減 | |
| 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量 | g/人・日 | 約 660 | 約 500 | 平成 12 年度から 約 25%削減 | |
| 事業系ごみ排出量 | 万トン | 約 1,799 | 約 1,170 | 平成 12 年度から 約 35%削減 | |

2. 第4次茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、平成28年3月に第4次となる茨城県廃棄物処理計画を策定しています。

計画では、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携して、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用のできないものは適正な処分を確保するという『各主体が連携した循環型社会の形成』を基本理念とし、一般廃棄物の目標値を定めています。

循環型社会形成に向けた施策の方向性として、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「低炭素社会、自然共生社会への貢献」、「各主体の連携による取組の推進」をあげています。

一般廃棄物に関する施策は次の5つになります。

- 一般廃棄物多量排出事業者制度の推進
- 経済的手法の導入
- 在宅医療廃棄物の適正処理の推進
- 一般廃棄物処理施設の整備
- 浄化槽の普及と維持管理の徹底

《 茨城県の目標値 》

| 指 標 | | 実績 | 目標 | |
|---------------|-------|--------|--------|------------------|
| | | 平成24年度 | 平成32年度 | |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | g/人・日 | 1,002 | 919 | 平成24年度から約8%削減 |
| うち家庭系ごみ排出量 | g/人・日 | 631 | 580 | 平成24年度から約8%削減 |
| 再生利用率 | % | 21.3 | 27 | 平成24年度から約6ポイント増加 |
| 最終処分量 | 千トン | 102 | 88 | 平成24年度から約14%削減 |

第4節 ごみ処理の課題

1. 前計画の目標の達成状況

前計画策定後、ごみの減量化、資源化に向け町民、事業者、町が連携して取り組んできました。平成 28 年度の実績は、減量化目標、資源化目標とも前計画の目標値を達成しない結果となっています。

〈 目標の達成状況 〉

| 目標項目 | 目標値 | 現況値 (平成 28 年度) |
|---------------------|---------------------|-------------------|
| 減量化目標 | | |
| 1 人 1 日当たりのごみ排出量 | 865g/人・日 | 1,007g/人・日 |
| 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 | 5%削減 (615g/人・日) | 増加 (769g/人・日) |
| 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量 | 10%削減 (125g/人・日) | 増加 (238g/人・日) |
| 資源化目標 | | |
| リサイクル率 | 26% | 20.2% |



環境センター

2. ごみ処理の課題

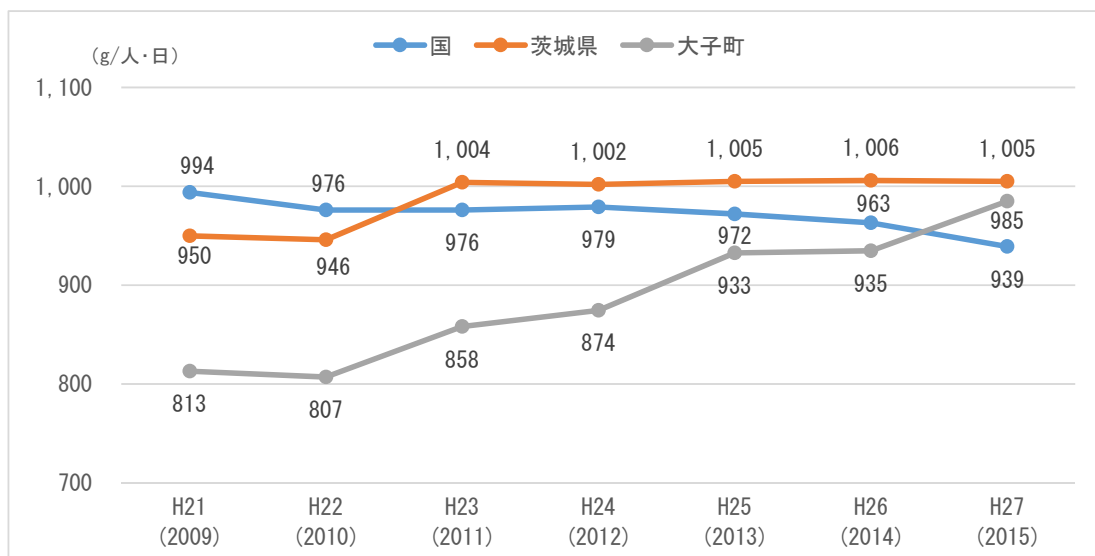
2-1 ごみ排出量の削減

本町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向で推移し、ごみの総排出量も僅かに増加傾向となっています。

しかし、国や茨城県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、横ばいから減少傾向で推移しており、平成 27 年度は本町が国を上回っています。

本町では、ごみの減量に向けた施策に取り組んできましたが、今後も継続していくとともに、新たな施策を検討していく必要があります。

〈 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移：国・茨城県との比較 〉



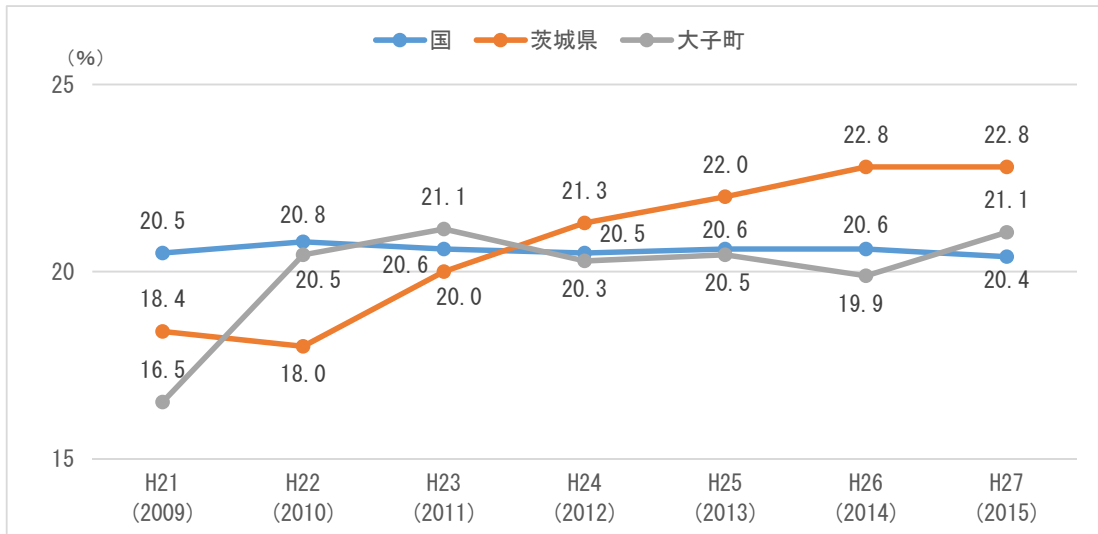
2-2 再生利用率の向上

本町の再生利用率は、年度によるばらつきがみられ 20%前後となっています。国や茨城県の再生利用率は、国は横ばいで推移し、茨城県は上昇傾向となっています。

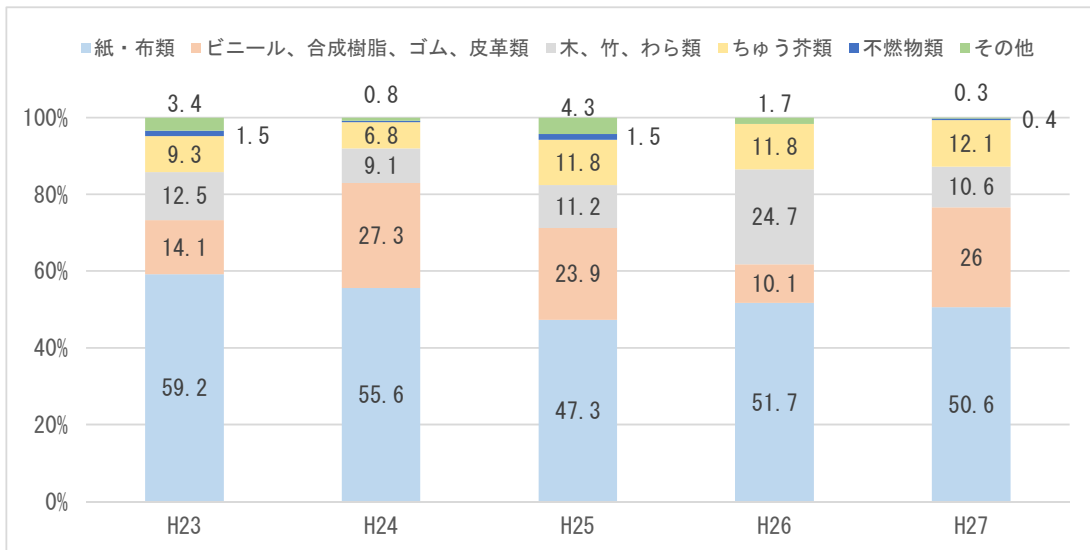
平成 27 年度は本町が国を上回り、茨城県を下回っています。

本町では、再生利用率の上昇に向けた施策に取り組んできましたが、焼却施設のごみ質分析結果では、紙・布類が 50%を超えており、特に紙類の分別の徹底を今後も継続していくとともに、新たな施策を検討していく必要があります。

〈 再生利用率の推移：国・茨城県との比較 〉



〈 焼却施設のごみ質分析結果 〉

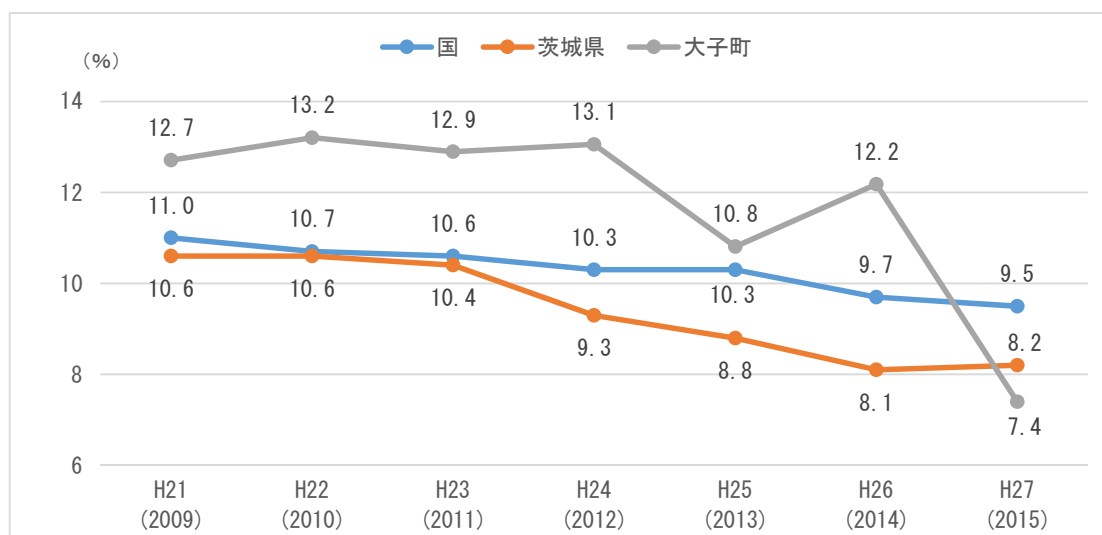


2-3 最終処分量の低減

本町最終処分率は、平成27年度に新たなごみ処理施設の整備に伴い大きく低下し、国や茨城県を下回っています。

本町のごみの最終処分は委託していることから、今後ごみの減量化、資源化に向けた施策を継続し、最終処分量を低減していく必要があります。

〈 最終処分率の推移：国・茨城県との比較 〉



2-4 中間処理施設の適正な維持管理と最終処分場の検討

平成27年度から稼働している環境センターは、稼働年数は短いものの適正な維持管理や計画的な整備を実施していく必要があります。また、最終処分は、委託により実施していますが、町内での確保も含めた検討を進める必要があります。

2-5 ごみの適正処理

道路脇や河川敷、人目につかない場所では、不法投棄やごみのポイ捨てが見られます。不法投棄やごみのポイ捨ての防止に向けた意識啓発と監視・パトロールなどの対策が必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本理念と方針

1. 基本理念

資源を大切に循環型社会の実現に向け行動するまち

本町は、県内最高峰である八溝山を背景に、国の名勝に指定され日本三名瀑に数えられる袋田の滝をはじめとする美しい自然を有し、県内でも有数の観光地となっています。この豊かな自然の恩恵を受け、快適な暮らしを営んできました。

本町の豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムから限りある資源を有効に活用し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に向け、町民、事業者、町が連携し協働で取り組む社会を目指します。

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、次のような基本方針を定めます。

基本方針1 ごみの排出抑制、再使用、再生利用の推進

第一にごみの排出を抑制し（リデュース：Reduce）、第二に使えるものは何度でも使い（リユース：Reuse）、第三にどうしても使えなくなってしまうものは資源に戻す（リサイクル：Recycle）の順に出来る限り循環的な利用を行い、それでも利用できないものを適正に処分を行う3Rに取り組めます。

基本方針2 ごみの適正な処理・処分の推進

循環型社会の実現に向け、最適なごみの中間処理・最終処分に継続して取り組めます。

基本方針3 町民・事業者・滞在者・町の連携

町民、事業者、町に加え本町を訪れる観光客などの滞在者は、それぞれの役割と責任を果たすとともに、連携してごみの減量化、資源化、適正処分に取り組めます。

3. 各主体の役割

本計画に掲げる基本理念の実現に向け、町民、事業者、町及び滞在者が一体となり、それぞれの立場でできることを行い、相互に連携していくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携を示します。

町民

町民一人ひとりが、自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、資源化に向け、自ら積極的に取り組むこととします。

また、町が実施する施策に積極的に協力するものとします。

事業者

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。

また、一般廃棄物と産業廃棄物を適切に分別するとともに、町民と同様に町が実施する施策へ積極的に協力するものとします。

滞在者

滞在者は、自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、町のルールに基づいたごみの減量化、資源化に協力するものとします。

町

ごみの減量化、資源化に向け、町民、事業者、滞在者への普及啓発や情報の提供を行うとともに、各主体間の連携を図ります。また、町内の一般廃棄物の適正処理に努めます。

町も自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみの減量化、資源化に取り組みます。

第2節 将来予測と数値目標

1. 数値目標

ごみ排出量等の現状に基づき、現在の状況が継続するものとして将来を予測すると、1人1日当たりのごみ排出量と再生利用率は上昇し、最終処分率は下降すると予測されます。

それらの結果を踏まえ、ごみの排出を抑制し、出てしまったごみは再使用、再生利用を図り、どうしても使えないごみは適正に処理を行うこととした数値目標を設定します。

数値目標の基準年は平成28年度(2018年度)とし、目標年を平成39年度(2027年度)とします。

〈 数値目標 〉

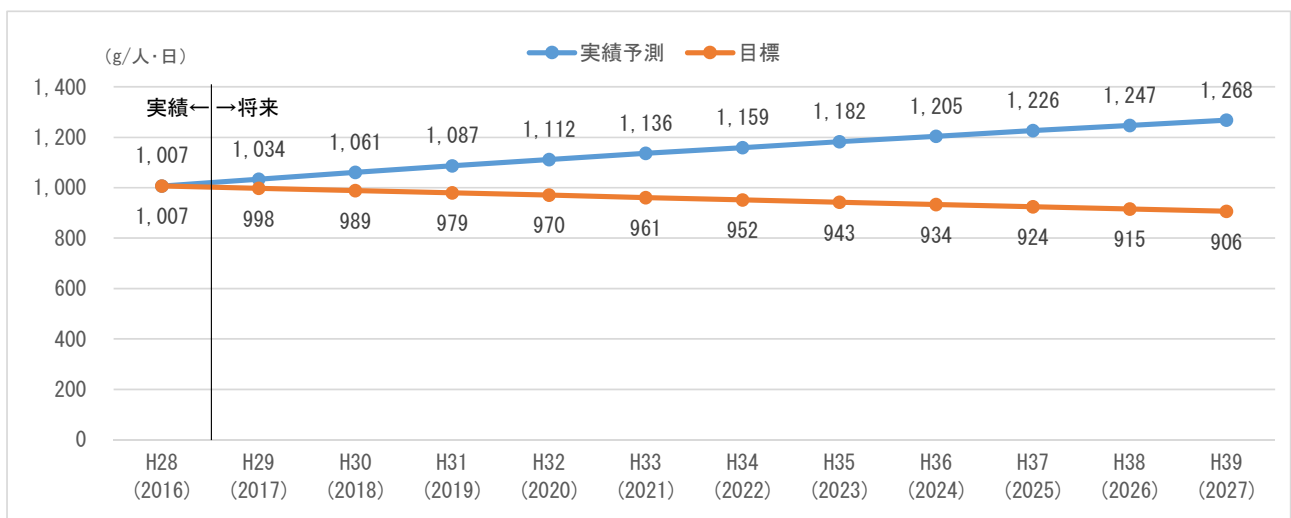
| 項目 | 基準年 (平成28年度) (2018年度) | 目標年 (平成39年度) (2027年度) |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 g/人・日 | 1,007 | 906 |
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 g/人・日 | 769 | 692 |
| 再生利用率 % | 20.2 | 25 |
| 最終処分率 % | 7.6 | 7.0 |

1-1 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、現在のまま推移すると増加し、目標年度である平成39年度（2027年度）には1,268g/人・日になると予測されます。

本計画の施策の推進し、増加から減少に転換させ、茨城県の目標である約8%の削減目標を踏まえ、1割削減し906g/人・日を目標とします。

〈 1人1日当たりのごみ排出量の実績予測と目標の推移 〉

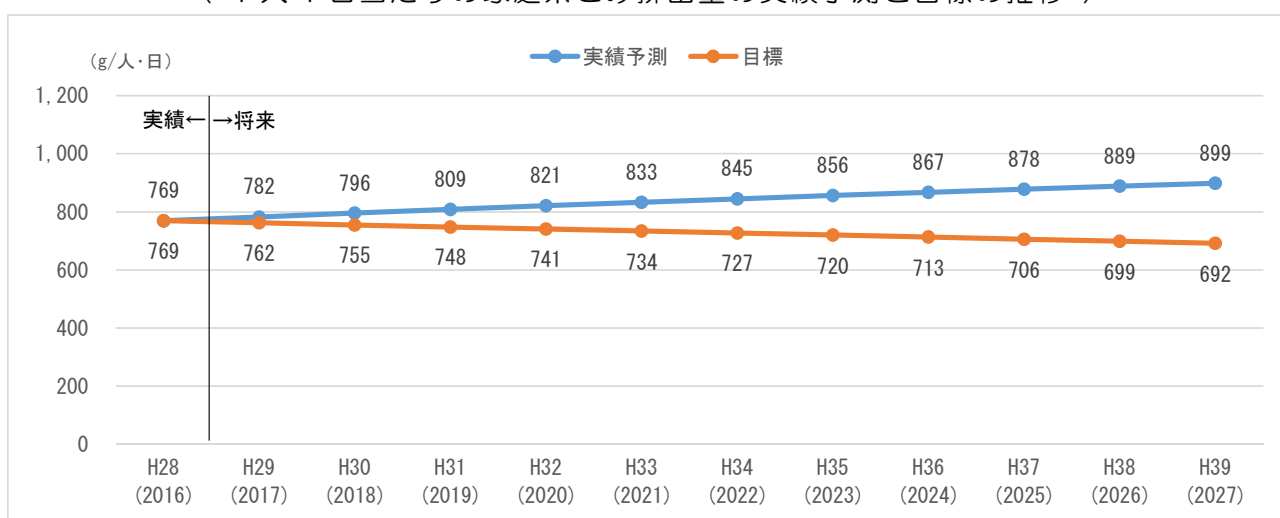


1-2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、現在のまま推移すると増加し、目標年度である平成39年度（2027年度）には899g/人・日になると予測されます。

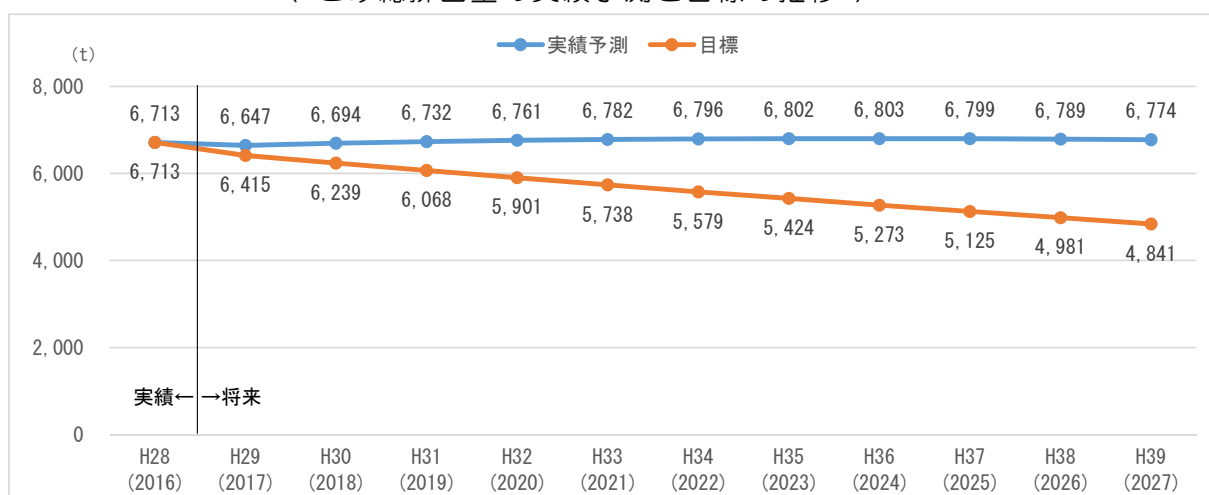
本計画の施策の推進し、増加から減少に転換させ、茨城県の目標である約8%の削減目標を踏まえ、1割削減し692g/人・日を目標とします。

〈 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績予測と目標の推移 〉



参考 ごみ総排出量

〈 ごみ総排出量の実績予測と目標の推移 〉



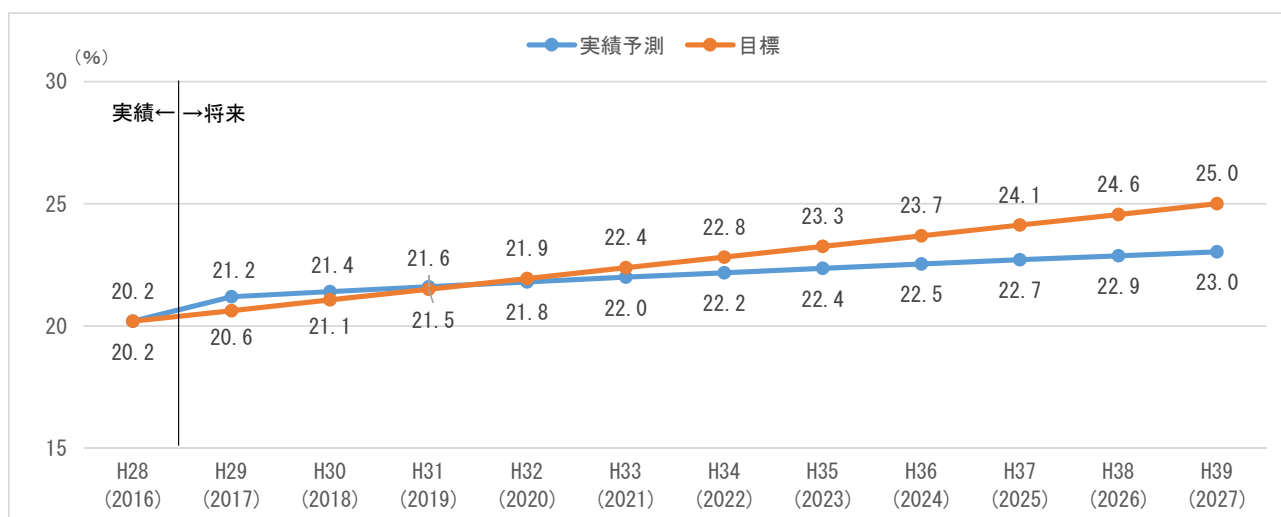
* 1人1日当たりのごみ総排出量の実績予測と目標に将来人口を掛けごみ総排出量を算出しています。

1-3 再生利用率

再生利用率は、現在そのまま推移すると上昇傾向で推移し目標年度である平成 39 年度（2027 年度）には 23%になると予測されます。近年、ライフスタイルの変化や販売店による資源の回収などが行われているため、町民から排出される資源ごみの量は少なくなっています。

これらの現状と茨城県の目標である約 6 ポイントの増加目標を踏まえ、本計画の施策の推進により約 5 ポイント増の 25%を目標とします。

〈 再生利用率の実績予測と目標の推移 〉



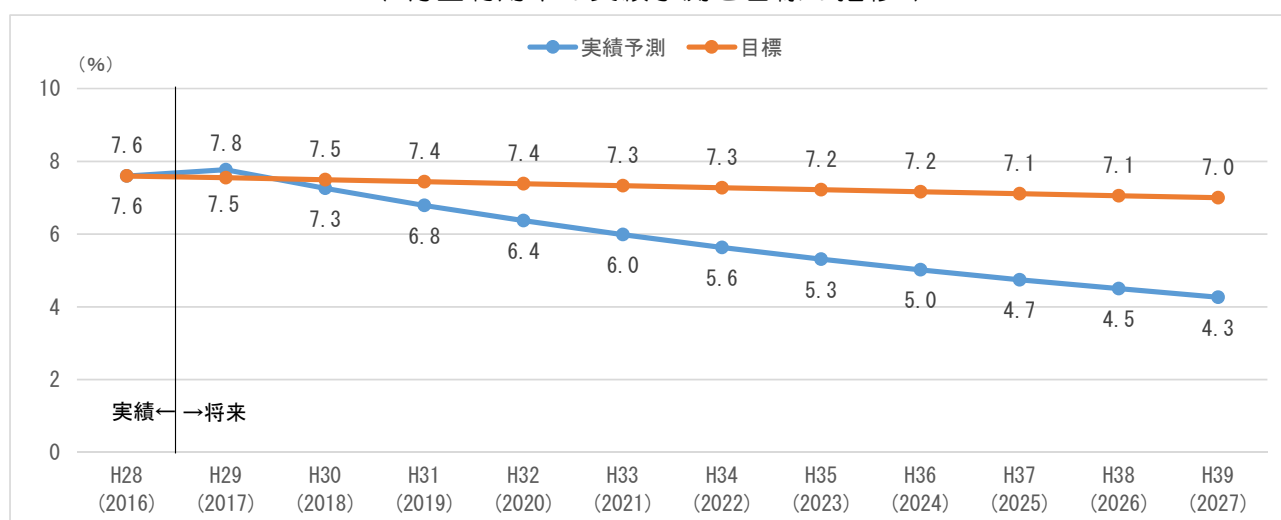
1-4 最終処分率

最終処分率は、平成 27 年度に新たな中間処理施設が稼働したことにより大きく低下しているため、現在のまま推移すると目標年度である平成 39 年度（2027 年度）には 4.3%になると予測されます。

しかし、計画期間内に施設等に変更はないことから、大きな数値の変化はないと考えられます。

そのため、これらの現状を踏まえ本計画の施策の推進により 7%を目標とします。

〈 再生利用率の実績予測と目標の推移 〉



第3節 排出抑制計画

ごみの排出抑制に向け、町民、事業者、町がそれぞれの立場でできることを行い協働で取り組んでいかなければなりません。そのため、各施策と町民、事業者、町の役割を明確にします。町は、排出抑制に向けた施策の普及啓発を行い、ごみの排出者である町民、事業者に施策への積極的な取組を促します。

| 施 策 | 主 体 | | |
|--------------------------|-----|-----|---|
| | 町 民 | 事業者 | 町 |
| 日常生活や事業活動の見直し | | | |
| マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減 | | | |
| レジ袋の無料配布中止，買い物へのマイバッグの持参 | ○ | ○ | |
| 過剰包装の抑制 | | | |
| 過剰包装を望まない，行わない | ○ | ○ | |
| 容器ごみの削減 | | | |
| 詰め替え商品やリターナブル容器の活用 | ○ | ○ | |
| 生ごみの減量化 | | | |
| 生ごみ処理容器等購入補助 | | | ○ |
| 生ごみ処理機の使用による減量 | ○ | | |
| 食品ロスの削減 | ○ | ○ | |
| 事業者独自のリサイクルルートの確保 | | ○ | |
| レンタルやリース，修理の利用 | | | |
| レンタルやリース制度の確保と利用 | ○ | ○ | |
| 製品の修理ルートの確保と利用 | ○ | ○ | |
| 事業系ごみの減量化 | | | |
| 多量排出事業者への減量指導 | | | ○ |
| エコショップ制度の普及啓発 | | | ○ |
| ごみ処理手数料の見直し検討 | | | ○ |
| ごみ排出抑制に向けた啓発 | | | ○ |

第4節 再使用・再生利用計画

再利用・再生利用に向け、町民，事業者，町がそれぞれの立場でできることを行い協働で取り組んでいかなければなりません。そのため，各施策と町民，事業者，町の役割を明確にします。町は，資源化に向けた施策の普及啓発を行い，ごみの排出者である町民，事業者に施策への積極的な取組を促します。また，新たな資源化についても検討していきます。

| 施 策 | 主 体 | | |
|--------------------------------|-----|-----|---|
| | 町 民 | 事業者 | 町 |
| ごみの分別 | | | |
| 資源ごみの分別 | | | |
| 資源ごみの分別の徹底 | ○ | ○ | |
| 紙類・容器包装プラスチック類の分別 | | | |
| 燃えるごみに含まれる紙類，容器包装プラスチック類の分別の徹底 | ○ | ○ | |
| 小売業者による店頭回収の推進 | | | |
| 白色トレイ，紙パック，乾電池などの店頭回収の活用 | ○ | ○ | |
| 再使用・再生品の利活用 | | | |
| フリーマーケットやリサイクルショップの活用 | ○ | ○ | |
| 再生品の利用 | ○ | ○ | |
| 事業系ごみの分別 | | | |
| 事業系ごみの分別の徹底 | | ○ | |
| 紙類（シュレッダーされた紙も含む）の分別 | | ○ | |
| 新たな資源化の検討 | | | |
| 剪定枝葉，生ごみ，廃食用油等 | | | ○ |
| 再使用・再生利用に向けた啓発 | | | ○ |

第5節 収集運搬計画

排出されたごみを生活環境の保全上、支障がないよう安全かつ確実に町民サービスの充実を図りながら、効率の良い収集運搬を行います。

| 施 策 | 主 体 | | |
|---|-----|-----|---|
| | 町 民 | 事業者 | 町 |
| 適正な収集運搬体制の確保 | | | |
| 収集頻度 | | | |
| ステーション方式での収集頻度は現在の頻度を継続。社会情勢の変化など必要に応じた見直し | | | ○ |
| 収集運搬方式 | | | |
| ステーションは直営、事業者は直営と一部許可業者での収集運搬の継続 | | | ○ |
| 委託業者による収集運搬の検討 | | | ○ |
| 環境負荷の低減 | | | |
| 収集運搬車両への低公害車の導入やエコドライブの促進、効率的な収集ルートの検討 | | | ○ |
| 高齢者への対応 | | | |
| 高齢者やごみの排出が困難な人への対応の検討 | | | ○ |
| ごみステーションの管理・整備 | | | |
| ごみの散乱防止や収集後の清掃などの管理 | ○ | ○ | |
| 新たなごみステーションの整備の補助 | | | ○ |
| 自己搬入ごみへの対応 | | | |
| 環境センターへの自己搬入ごみの受け入れの継続 | | | ○ |
| 拠点回収 | | | |
| 廃プラスチック類の拠点回収の継続と周知 | | | ○ |
| 処理困難物への対応 | | | |
| 処理困難物の周知 | | | ○ |
| 販売店や専門の処理業者での対応 | | ○ | |
| 特別管理一般廃棄物への対応の周知 | | | |
| 排出事業者が処理業者に委託し適正に処理 在宅医療により家庭から排出される注射針などは特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等による処理 | | | ○ |
| 不要品回収業者や無許可業者への対応 | | | |
| 家庭ごみの正しい処分の周知 | | | ○ |

第6節 中間処理計画

本町のごみは、環境センターの焼却施設及びリサイクル施設に加え、資源化については民間の再生事業者での処理を行っています。

今後も中間処理は現在の方法を継続していきます。また、新たに資源化品目を追加する場合には、民間の再生事業者の活用も含め中間処理の方法を検討します。

第7節 最終処分計画

本町は最終処分場を有していないため、本町のごみの最終処分は委託で行っています。最終処分については、最終処分量の減量を図りながら委託による現在の方法を継続します。

今後、本町の状況にあった最終処分のあり方について検討していきます。

第8節 その他の計画

1. ごみに関する意識啓発

1-1 ごみの減量化・資源化の啓発

町の広報やホームページを活用し、ごみの減量化・資源化に向けた取組を公表し、町民や事業者の意識高揚を図ります。また、町のごみ排出量や再生利用率などに関する情報の提供を行います。

1-2 環境学習・環境教育の推進

環境センターの施設見学やごみの減量化や資源化に向けた環境学習・環境教育を推進します。

2. 環境美化活動の推進

町民や事業者と協働で地域の清掃などの環境美化活動を実施し、ごみがないまちを推進します。また、地域や各種団体で行う環境美化活動の情報の提供や広報により支援を行います。

3. 不法投棄防止対策の推進

不法投棄を防止するため、地域住民や町、茨城県などの関係機関と協力した監視を行います。不法投棄が発生した場合には、茨城県や警察等の関係機関と連携を図り適切な対応を行います。

4. 災害廃棄物対策

4-1 災害廃棄物処理体制

地震や風水害等の災害により発生した廃棄物は、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で混乱することなく、迅速な処理を実施しなければなりません。

災害時に発生した一般廃棄物は、町が収集、運搬、処理、処分を行います。被災状況に応じて、排出場所や収集回数、収集方法等を柔軟に見直します。

また、町内や収集運搬車両、処理処分施設の被災状況に応じ、国や茨城県などの関係機関との連携や地方公共団体間の相互支援により円滑な廃棄物の処理に努めます。

4-2 廃棄物の処理

倒壊等による建屋等の解体撤去及び処理は、所有者等の自己処理が原則となりますが、国の財政支援等を受けて行う事業は、町が建屋などの処理を支援します。

大量に発生した粗大ごみ、道路などがれき類や流木などは、緊急交通網の確保、避難場所の確保などの観点から町が処理を行います。

被災の状況や地域の状況からがれきの処理量を推測し、必要な数及び大きさの仮置場を設置します。仮置場への搬入段階から分別し資源化を行います。

本町単独での対応が困難な場合には、処理、処分に関し茨城県及び地方公共団体の協力をあおぎ、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

第5章 計画の推進

第1節 計画の進行管理

1. 計画の周知

ごみの排出抑制，再使用，再生利用を推進し，本計画の目標を達成していくためには，町民，事業者，町が協働で取り組んでいくことが必要です。そのため，本計画を広報やホームページなどで広く公開し，積極的な周知に努めます。

また，本計画の進捗やごみ処理状況などの情報を公開します。

2. 実施計画等の策定

本計画に掲げる目標の達成に向け，計画の方針や施策をより具体化した一般廃棄物処理実施計画を策定します。また，資源ごみの分別収集については，分別収集計画を策定します。

資料編

用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

エコショップ制度

茨城県及び各市町村では、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる百貨店、大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

か 行

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

グリーン購入法

正式には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指し、国や地方公共団体、事業者や国民の責務を定めています。

建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

小型家電リサイクル法

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

さ 行

サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収し、焼却施設や近隣施設の冷暖房や温水施設、農業などの熱源として利用する方法や技術のことをいいます。

最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている 20 種類の廃棄物をいいます。

資源有効利用促進法

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10業種・69品目を対象業種・対象製品として設定しています。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

自動車リサイクル法

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

水平リサイクル

品質の劣化を伴わず、同じものに再生するリサイクルのことです。

た 行

中間処理（施設）

収集したごみの焼却，不燃ごみの破碎，選別等により，できるだけごみの体積と重量を減らし，最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで，さらに，鉄やアルミ，ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し，有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち，爆発性，毒性，感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので，他の廃棄物と区別して収集運搬や，特定の方法による処理を義務付ける等，特別な基準が適用されます。PCB 使用製品，ばいじん，燃え殻，汚泥，感染性一般廃棄物等があります。

な 行

生ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には，温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式，送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

は 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称で廃棄物処理法といわれ，廃棄物の発生を抑制し，その適正な分別，保管，収集，運搬，再生，処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制，廃棄物処理業者に対する規制，廃棄物処理計画の策定等が定められています。

や 行

容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ら 行

リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

レアメタル

非鉄金属の中で流通量が少ない、希少な金属の総称です。希少な理由としては、採掘や精錬のコストが高いなどがあげられます。先端産業に不可欠な材料で廃棄物からの抽出によるリサイクルも進んでいます。

大子町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月：平成 30 年 3 月

編集／発行：大子町生活環境課環境センター

茨城県久慈郡大子町大字袋田 2464 番地

T E L 0295-72-3042

F A X 0295-72-2567

ホームページ <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>